

## 5 計画の基本的事項

## 第5章 計画の基本的事項

### 第1 地種区分及び面積

地種区分は、管理規程第5条に基づき、林木育成の用途に供する土地を「林地」に分類し、林地以外の土地を「除地」に分類しています。

「林地」は、法令によって制限されている「制限林地」と制限林地以外の「普通林地」に区分し、除地は、苗畑、建物、林道その他県有林野の事業に必要な土地を「附帯地」、地方自治法及び管理条例施行規則に基づく貸付や使用を許可した土地を「貸地」、それ以外の土地を「雑地」に区分しています。

地種区分別の面積内訳は次のとおりです。

表5-1-1 地種区分別面積

区分		面積(ha)			増減の理由
		本計画	前計画	増減	
林地	制限林地	122,785	122,743	42	保安林の指定、貸地返還
	普通林地	13,379	13,324	55	貸地返還
	計	136,164	136,067	97	
除地	附帯地	1,160	1,055	105	林道敷
	貸地	6,601	6,856	△ 255	貸地返還
	雑地	14,308	14,263	45	貸地返還(林地不適地等)
	計	22,069	22,174	△ 105	
合計		158,233	158,241	△ 8	

### 第2 土地利用区分及び面積

土地利用区分別の面積内訳は次のとおりです。

経済林の見直しや試験林の解除等により、公益林面積が増加しました。

表5-2-1 森林区分面積

区分	面積(ha)				
	本計画	割合	前計画	割合	増減
経済林	32,308	24%	36,348	27%	△ 4,040
公益林	103,216	76%	98,964	73%	4,252
その他	640	0%	755	1%	△ 115
合計	136,164	100%	136,067	100%	97

### 第3 森林区画の区分及び面積

管理規程第6条に基づき、次により森林区画を区分しています。

#### 1 事業区

事業区は、林務環境事務所の所管区域としています。

#### 2 林班

林班は、管理規程第6条第3項に基づき、森林の位置を明らかにし、事業実行の基本的な単位として設定するもので、事業区ごとに番号を付すこととしています。

林班界は、地勢線（尾根、河川等）又は道路、防火線等の固定的なもので区画することを基本としています。

これらに加え、行政区域、施業区等も考慮して区画しておりますが、林班番号を含め、前計画からの変更は行っていません。また、飛地となっている土地については、独立した林班としていますが、小面積である場合には隣接の林班に含めることとしています。

#### 3 小班

小班は、管理規程第6条第4項に基づき、林班内を森林の取扱い（施業）が異なる林分ごとに分けて設けています。

##### (1) 基本的事項

ア 小班名は、小流域や明瞭な地形界、道路、大字、字等により区分するブロックを単位とした「小班記号」と、ブロック内を細分する「小班支番」で構成しています。

イ ブロックの大きさは、面積30～40haとし、なるべく単純な形状となるよう区画するとともに、構成する小班は10小班以内を原則としています。

ウ ブロックは、「い、ろ、は、に、ほ、へ、と」を順とし、林地にあつては「ひらがな」を用い、「除地」にあつては「カタカナ」を用いています。

エ 小班支番は、ブロックの下流部を起点とし、時計回りにアラビア数字により1から順に番号を付すことを原則としています。

オ 部分林及び貸地小班は、契約毎に同一の小班記号を用いています。

カ 除地のうち、「附帯地」、「雑地」には、小班支番を付していません。

キ 小班は固定化し、できるだけ分割しないことを原則としていますが、分割する場合は、同一ブロック内の最終小班支番に続けた番号を付すこととします。

ク 小班を合併する場合は、順序の後の小班支番を欠番とします。

## (2) 小班区画の留意事項

本計画においては、次の点に留意し、区画しています。

### ア 共通事項

- (ア) 樹種または作業種が異なる林分
- (イ) 林齢、地位、地利または運搬系統が著しく異なる林分
- (ウ) 土地利用区分または行政区画が異なる林分
- (エ) 森林の種類、作業団、地帯区分が異なる林分

### イ 林地の区分

- (ア) 林種、林況が異なる林分
- (イ) 試験林、母樹林、学術参考林、見本林等に指定された林分
- (ウ) 本計画の前半期に主伐、間伐、更新の指定を行い、取扱いが異なる林分

### ウ 除地の区分

- (ア) 0.1ha 以上の附帯地、貸地
- (イ) 小柴下草採取区域、係争地、漫植地
- (ウ) 上記以外の雑地で1 ha 以上のもの

ただし、道路、水路、沢、架線下、架線、0.1ha 未満の附帯地及び貸地は、位置の明示にとどめ、小班内除地として扱います。

表 5-3-1 事業区別面積及び林小班数の推移

事業区	面積 (ha)		
	本計画	前計画	増減
中北	57,809.85	57,811.10	△ 1.25
峡東	27,130.69	27,133.74	△ 3.05
峡南	32,213.05	32,213.10	△ 0.05
富士・東部	41,079.84	41,083.45	△ 3.61
計	158,233.43	158,241.39	△ 7.96

事業区	林班数			小班数			平均面積 (ha)	
	本計画	前計画	増減	本計画	前計画	増減	林班	小班
中北	335	335	0	9,495	9,454	41	172.57	6.09
峡東	137	137	0	6,588	6,572	16	198.03	4.12
峡南	222	222	0	5,390	5,366	24	145.10	5.98
富士・東部	284	284	0	9,533	9,486	47	144.65	4.31
計	978	978	0	31,006	30,878	128	161.79	5.10

## 第4 作業団

作業団は、管理規程第8条に基づき、原則として林地の地種区分ごとに、樹種、作業種、伐期齢及び施業方法について、類似の取扱いをすることのできる林分を合することにより、施業方法の標準化を図るため、次の考え方に基づき設けています。

また、部分林、風致保存地帯、林地保全地帯、保健休養地帯に属する区分は、「作業団に準ずる単位」として取扱います。

### 1 作業団区分の考え方

#### (1) 地種による区分

森林法第25条に基づく保安林、同法第41条に基づく保安施設地区、同施行規則第10条の各号に該当する森林、砂防法、自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、文化財保護法、山梨県自然環境保全条例により指定された小班を「制限林地」に区分し、その他の小班を「普通林地」に区分します。

#### (2) 標高による区分

標高1,600mを基準とし、それ以上の標高に位置する小班は、原則として公益林の作業団に準ずる単位として区分します。特に標高1,800m以上の小班については、主要流域の源流部や山岳の頂上部ならびに稜線部に位置することから、国土保全や水資源の涵養、風致景観の保全上重要な地域として、亜高山帯に区分します。

亜高山帯は、既往施業の状況や法令等による重要度に応じて細分します。

#### (3) 法令による区分

自然公園法に基づく特別保護地区や、第1種及び第2種特別地域、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区等の風致上特に重要な林地は、風致保存林に区分します。

#### (4) 既往事業による区分

水源地域整備事業等の治山事業で森林整備を実施した箇所は、今後の管理上の理由から、水源整備林に区分します。

#### (5) 林地保全上の区分

林地保全上重要な林地は、林地保全林に区分します。また、特に、ダムの湛水区域上部に位置する林地は、水源保全林に区分します。

#### (6) 保健休養地帯の区分

上記(2)～(5)に該当しない林地のうち、良好な自然環境を有し、地理的条件にも優れ、レクリエーション活動等に適した林地は、保健休養林に区分します。

#### (7) 作業種及び伐期齢等による区分

経済林は、管理規程第10条に基づく作業種と地況や地利に応じ、皆伐施業により用材の生産を行う一般用材林作業団、優良材作業団、長伐期大径材作業団と、択伐施業により用材の生産を行う択伐用材林作業団、広葉樹択伐用材林作業団に区分します。また、しいたけ原木や薪炭の生産を目的とする林分は、しいたけ薪炭林作業団に区分します。

## 2 本計画における作業団（作業団に準ずる単位）の名称

名称	略称	
	制限林地	普通林地
(1) 一般用材林作業団	制一用	普一用
(2) スギ・ヒノキ優良材作業団	制優ス・ヒ	普優ス・ヒ
(3) 長伐期大径材作業団	制長大	普長大
(4) 択伐用材林作業団	制択用	普択用
(5) 広葉樹択伐用材林作業団	制択広	普択広
(6) しいたけ薪炭林作業団	制し薪	普し薪
(7) (人工部分林)	(制人部)	(普人部)
(8) (天然部分林)	(制天部)	(普天部)
(9) (公益移行林)	(制公移)	(普公移)
(10) (林地保全林)	(制林保)	(普林保)
(11) (風致保存林)	(制風存)	(普風存)
(12) (水源保全林)	(制水全)	(普水全)
(13) (水源整備林)	(制水整)	—
(14) (亜高山帯の1)	(制亜高1)	(普亜高1)
(15) (亜高山帯の2)	(制亜高2)	(普亜高2)
(16) (亜高山帯の3)	(制亜高3)	—
(17) (保健休養林)	(制保健)	(普保健)
(18) (その他)	(制その他)	(普その他)



表 5-4-1 土地利用区分と作業団の関係

土地利用区分			作業団（作業団に準ずる単位）	
			制限林	普通林
経済林	林業経営地帯	高品質材生産施業地域	制優ス・ヒ 制長大 制択広	普優ス・ヒ 普長大 普択広
		普通施業地域	制一用 制し薪 制択用	普一用 普し薪 普択用
	部分林		(制人部)、(制天部)	(普人部)、(普天部)
公益林	風致保存地帯		(制公移)、(制風存) (制亜高山1) (制亜高山2) (制亜高山3)	(普公移)、(普風存) (普亜高山1) (普亜高山2)
	林地保全地帯		(制林保)、(制水全) (制水整)	(普林保)、(普水全)
	保健休養地帯		(制保健)	(普保健)
その他			(制その他)	(普その他)

表 5-4-2 森林の区分と作業団の関係

森林の区分	作業団（作業団に準ずる単位）		
	経済林	公益林	その他
育成単層林	制一用、普一用 制優ス・ヒ、普優ス・ヒ 制長大、普長大 制し薪、普し薪 (制人部)、(普人部)		
育成複層林	制択用、普択用 制択広、普択広 (制天部)、(普天部)	(制公移)、(普公移) (制風存)、(普風存) (制亜高1)、(普亜高1) (制水整) (制保健)、(普保健) (制水全)、(普水全)	(制その他)  (普その他)
天然生林		(制林保)、(普林保) (制亜高2)、(普亜高2) (制亜高3)	

※この区分は原則的なものです。

### 3 作業団（作業団に準ずる単位）ごとの生産目標・誘導目標

作業団	生産目標・誘導目標・更新方法等
制一用 普一用	一般用材の生産を目標とします。 主伐は皆伐を原則とし、植栽による更新を基本とします。
制優ス・ヒ 普優ス・ヒ	スギ、ヒノキの中径無節柱材の生産を目標とします。 主伐は皆伐とし、植栽による更新を原則とします。
制長大 普長大	長伐期大径材の生産を目標とします。 主伐は皆伐を原則とし、植栽による更新を基本とします。
制択用 普択用	一般用材、または大径材の生産を目標とします。 主伐は、択伐とします。更新は地位、地利が低い林分にあつては、天然下種更新を原則とし、地位が高い林分にあつては、植栽による更新を図ります。
制択広 普択広	有用広葉樹の大径材生産を目標とします。
制し薪 普し薪	しいたけ原木や薪炭材の生産を目標とします。 主伐は、皆伐または択伐とし、萌芽更新を原則とします。
(制人部) (普人部)	人工部分林に設定している林地とします。
(制天部) (普天部)	天然部分林に設定している林地とします。
(制公移) (普公移)	亜高山帯を除く標高1,600m以上の林地。または、急峻な地形、地位・地利が不利な人工林を対象とします。 非皆伐を原則とし、針広混交の複層林に誘導します。
(制林保) (普林保)	亜高山帯を除いた林地のうち、主として崩壊地周辺や荒廃溪流沿いなど、荒廃の拡大する危険性のある林地を対象とします。 原則として禁伐とし、天然生林に誘導します。
(制風存) (普風存)	亜高山帯を除く自然公園の特別保護地区、第1種または第2種特別地域（相当地域を含む）、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区または風致上特に重要な林地を対象とします。
(制水全) (普水全)	ダム上部において、ダム保全上重要な林地を対象とします。 原則、非皆伐施業とし、育成複層林または天然生林に誘導します。
(制水整)	水源地域整備事業等の治山事業を実施した林地を対象とします。 原則、非皆伐施業とし、育成複層林または天然生林に誘導します。
(制亜高1) (普亜高1)	亜高山帯のうち、既往の施業が行われた林地を対象とします。
(制亜高2) (普亜高2)	亜高山帯のうち、亜高-1、制亜高-3に該当しない林地を対象とします。
(制亜高3)	亜高山帯のうち、自然公園法に基づく特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区のうち自然保存地区に指定された風致上重要な林地を対象とします。
(制保健) (普保健)	保健休養地帯の林地を対象とします。
(制その他) (普その他)	上記作業団等に含まれない林地とします。 学術参考林、見本林、特別母樹林、試験林、防火林等、特別な目的を持つ林地とします。

表 5-4-3 作業団別面積

地種	土地利用区分		作業団 (準ずる単位)	面積(ha)			
	地帯区分			本計画	前計画	増減	
制限林地	経済林	経普	制一用	9,662.03	11,151.29	-1,489.26	
		経高	制優ス・ヒ	1,125.69	1,158.22	-32.53	
			制長大	5,712.64	6,697.30	-984.66	
		経普	制択用	2,229.28	2,751.60	-522.32	
		経高	制択広	559.50	554.11	5.39	
		経普	制し薪	144.27	176.89	-32.62	
		部分	(制人部)	5,393.20	5,705.66	-312.46	
	(制天部)		325.70	325.70			
	公益林	風存	(制公移)	23,820.88	20,404.17	3,416.71	
		林保	(制林保)	23,166.00	23,143.39	22.61	
		風存	(制風存)	18,869.50	18,873.96	-4.46	
		林保	(制水全)	1,869.04	1,870.79	-1.75	
			(制水整)	2,191.79	2,195.01	-3.22	
		風存	(制亜高-1)	5,947.00	5,940.65	6.35	
			(制亜高-2)	9,219.66	9,139.27	80.39	
			(制亜高-3)	10,193.23	10,180.15	13.08	
	保健	(制保健)	1,773.42	1,777.30	-3.88		
	その他	其他	(制その他)	582.31	697.15	-114.84	
	制限林地計				122,785.14	122,742.61	42.53
普通林地	経済林	経普	普一用	2,084.90	2,407.07	-322.17	
		経高	普優ス・ヒ	238.43	236.91	1.52	
			普長大	1,109.57	1,192.59	-83.02	
		経普	普択用	395.16	488.71	-93.55	
		経高	普択広	182.35	157.96	24.39	
		経普	普し薪	9.66	59.22	-49.56	
		部分	(普人部)	3,090.79	3,239.31	-148.52	
	(普天部)		45.47	45.47			
	公益林	風存	(普公移)	3,489.74	2,780.74	709.00	
		林保	(普林保)	1,626.31	1,626.61	-0.30	
		風存	(普風存)	608.61	591.07	17.54	
		林保	(普水全)	226.13	226.13		
			(普亜高-1)	9.37	9.37		
		(普亜高-2)	52.09	52.09			
	保健	(普保健)	153.26	153.54	-0.28		
	その他	其他	(普その他)	57.60	57.60		
	普通林地計				13,379.44	13,324.39	55.05
	林地計				136,164.58	136,067.00	97.58
	除地	小班内除地			7,854.56	7,704.59	149.97
小班外除地			14,214.29	14,469.80	-255.51		
除地計			22,068.85	22,174.39	-105.54		
合計				158,233.43	158,241.39	-7.96	

表 5-4-4 事業区別作業団面積

地種	土地利用区分		作業団 (準ずる単位)	面積(ha)					
	地帯区分			中北	峡東	峡南	富士・東部	計	
制限林地	経済林	経普	制一用	2,148.98	4,032.00	905.82	2,575.23	9,662.03	
		経高	制優ス・ヒ			552.24	573.45	1,125.69	
			制長大	2,179.69	1,106.19	579.19	1,847.57	5,712.64	
		経普	制択用	339.42	655.89	212.73	1,021.24	2,229.28	
		経高	制択広	98.03	289.98	30.90	140.59	559.50	
		経普	制し薪	78.12	29.85		36.30	144.27	
		部分	(制人部)	2,867.81	470.94	225.90	1,828.55	5,393.20	
	(制天部)		278.21			47.49	325.70		
	公益林	風存	(制公移)	7,923.49	4,809.58	3,535.68	7,552.13	23,820.88	
		林保	(制林保)	7,444.67	2,385.12	9,341.68	3,994.53	23,166.00	
		風存	(制風存)	6,070.56	2,334.34	3,140.74	7,323.86	18,869.50	
		林保	(制水全)	354.11	1,055.45		459.48	1,869.04	
			(制水整)	605.28	216.80	964.98	404.73	2,191.79	
		風存	(制亜高-1)	1,569.54	2,142.17	2,222.20	13.09	5,947.00	
			(制亜高-2)	5,379.27	930.65	2,898.53	11.21	9,219.66	
			(制亜高-3)	5,575.96	1,729.44	717.29	2,170.54	10,193.23	
	保健	(制保健)	1,316.75	181.50	44.45	230.72	1,773.42		
	その他	其他	(制その他)	150.57	125.69	25.16	280.89	582.31	
	制限林地計				44,380.46	22,495.59	25,397.49	30,511.60	122,785.14
	普通林地	経済林	経普	普一用	431.48	747.43	292.25	613.74	2,084.90
経高			普優ス・ヒ			175.24	63.19	238.43	
			普長大	138.88	134.64	786.74	49.31	1,109.57	
経普			普択用	30.82	50.15	222.36	91.83	395.16	
経高			普択広	30.54	38.60	111.57	1.64	182.35	
経普			普し薪	9.66				9.66	
部分			(普人部)	410.31	217.56	93.60	2,369.32	3,090.79	
		(普天部)	0.07			45.40	45.47		
公益林		風存	(普公移)	1,115.01	923.04	442.26	1,009.43	3,489.74	
		林保	(普林保)	457.63	171.63	781.44	215.61	1,626.31	
		風存	(普風存)	183.48	63.18	173.36	188.59	608.61	
		林保	(普水全)	224.05			2.08	226.13	
		風存	(普亜高-1)				9.37	9.37	
			(普亜高-2)				52.09	52.09	
保健		(普保健)	36.85	36.52	0.85	79.04	153.26		
その他		其他	(普その他)	40.12	7.62	8.36	1.50	57.60	
普通林地計				3,108.90	2,390.37	3,088.03	4,792.14	13,379.44	
林地計				47,489.36	24,885.96	28,485.52	35,303.74	136,164.58	
除地	小班内除地			3,290.89	1,404.51	1,857.19	1,301.97	7,854.56	
	小班外除地			7,029.60	840.22	1,870.34	4,474.13	14,214.29	
	除地計			10,320.49	2,244.73	3,727.53	5,776.10	22,068.85	
合計				57,809.85	27,130.69	32,213.05	41,079.84	158,233.43	

图 5-1 地带区分別面積

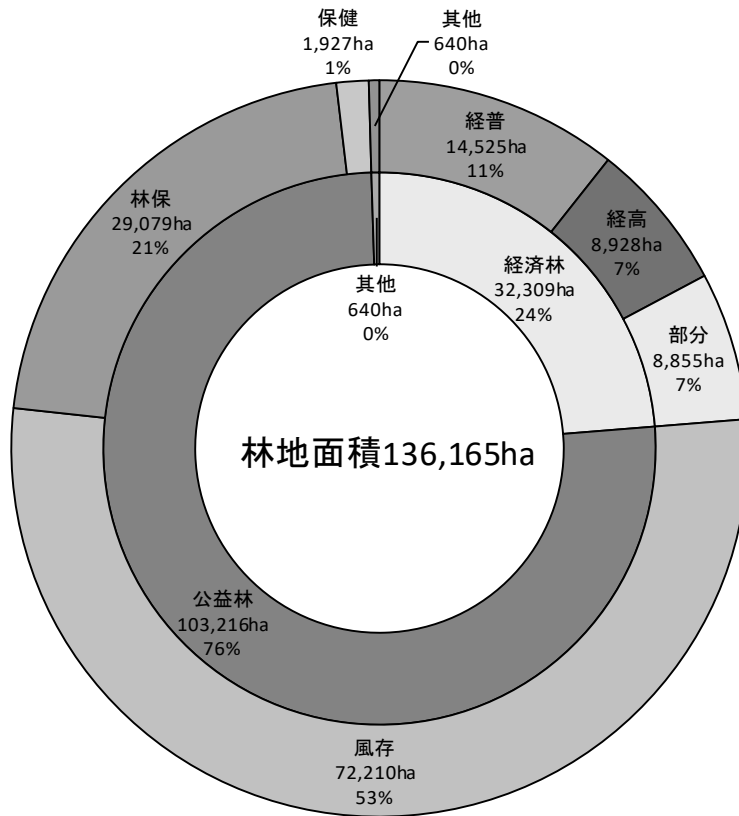


图 5-2 林種別地带区分面積

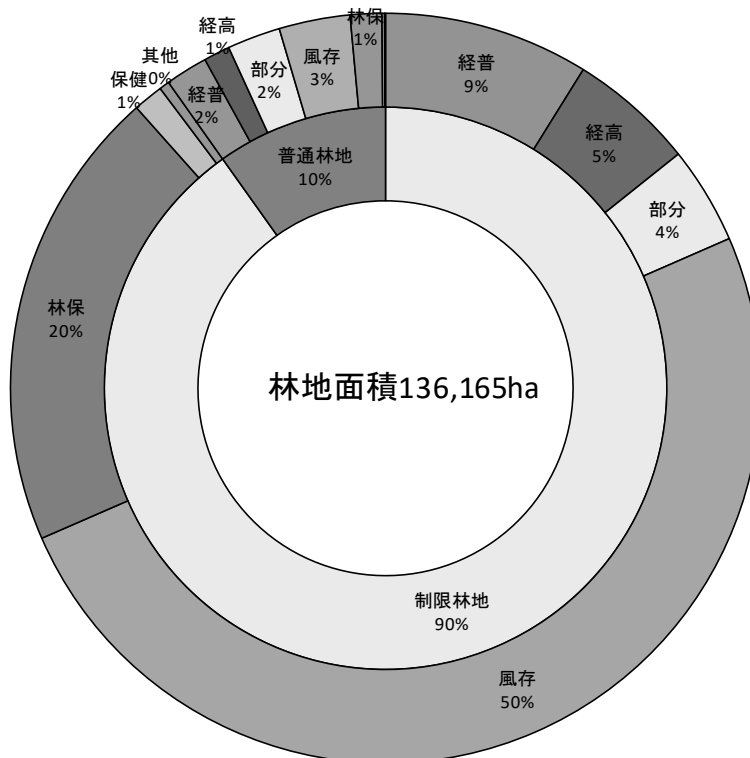


表 5-4-5 作業団別及び林種別の面積、蓄積、成長量

地種	作業団 (準ずる単位)	人工林			天然林			無立木 面積(ha)	林地計		小班内除地		計	
		面積(ha)	蓄積(m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> /年)	面積(ha)	蓄積(m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> /年)		面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	蓄積(m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> /年)	
制限林地	制一用	9,450.12	1,934,598	39,724.5	77.90	12,988	188.5	134.01	9,662.03	578.75	10,240.78	1,947,586	39,913.0	
	制優ス・七	976.55	256,836	6,611.9	145.42	33,241	238.2	3.72	1,125.69	62.66	1,188.35	290,077	6,850.1	
	制長大	5,643.71	1,190,885	23,381.1	68.90	8,445	139.1	0.03	5,712.64	314.84	6,027.48	1,199,330	23,520.2	
	制択用	1,136.34	183,526	5,893.2	1,092.94	213,839	1,690.3		2,229.28	104.26	2,333.54	397,365	7,583.5	
	制択広	16.60	1,755	74.8	542.90	110,318	734.6		559.50	25.74	585.24	112,073	809.4	
	制し薪	2.78	93	6.7	137.19	26,789	273.2	4.30	144.27	8.71	152.98	26,882	279.9	
	(制人部)	4,848.04	1,083,217	18,558.3	523.30	98,468	759.4	21.86	5,393.20	209.22	5,602.42	1,181,685	19,317.7	
	(制天部)	13.71	3,387	55.9	311.99	66,549	387.0		325.70	8.60	334.30	69,936	442.9	
	(制公移)	16,629.83	3,259,523	67,817.2	7,168.47	1,275,796	9,594.0	22.58	23,820.88	851.86	24,672.74	4,535,319	77,411.2	
	(制林保)	1,864.15	359,696	7,707.2	21,301.85	3,047,089	13,627.8		23,166.00	1,559.22	24,725.22	3,406,785	21,335.0	
	(制風存)	1,281.13	271,356	4,617.4	17,588.30	2,592,236	6,489.7	0.07	18,869.50	1,110.67	19,980.17	2,863,592	11,107.1	
	(制水全)	721.59	139,911	2,127.8	1,146.52	147,280	532.1	0.93	1,869.04	145.09	2,014.13	287,191	2,659.9	
	(制重高-1)	1,931.50	342,390	8,303.7	260.29	37,375	499.4		2,191.79	116.77	2,308.56	379,765	8,803.1	
	(制重高-2)	4,082.26	935,699	19,714.1	1,884.74	325,501	4,425.6		5,947.00	275.89	6,222.89	1,261,200	24,139.7	
(制重高-3)	6.84	877	2.4	9,212.82	1,668,975	726.3		9,219.66	926.42	10,146.08	1,669,852	728.7		
(制保健)	452.48	92,550	1,836.9	9,740.75	1,718,373	1,255.0		10,193.23	938.94	11,132.17	1,810,923	3,091.9		
(制その他)	241.56	51,807	547.0	1,005.48	152,206	778.0		1,773.42	117.14	1,890.56	318,458	3,002.0		
計	50,047.13	10,274,358	209,204.1	72,550.51	11,596,129	42,403.6	187.50	122,785.14	7,396.09	130,181.23	21,870,487	251,607.7		
普通林地	普一用	1,749.32	387,062	7,297.1	294.02	62,742	237.2	41.56	2,084.90	81.15	2,166.05	449,804	7,534.3	
	普優ス・七	209.66	67,575	1,563.0	28.77	5,808	72.4		238.43	7.60	246.03	73,383	1,635.4	
	普長大	1,105.96	397,787	7,272.9	3.61	512	10.7		1,109.57	48.01	1,157.58	398,299	7,283.6	
	普択用	162.54	70,428	1,345.2	232.62	47,630	395.2		395.16	20.60	415.76	118,058	1,740.4	
	普択広	11.36	2,214	41.3	170.99	31,948	312.8		182.35	6.00	188.35	34,162	354.1	
	普し薪	2.66			7.00	1,733	15.0		9.66	1.33	10.99	1,733	15.0	
	(普人部)	2,941.52	671,118	9,612.2	70.84	13,837	137.1	78.43	3,090.79	105.74	3,196.53	684,955	9,749.3	
	(普天部)				45.47	13,148	17.4		45.47	0.01	45.48	13,148	17.4	
	(普公移)	2,221.23	521,934	10,384.6	1,267.16	276,462	2,564.3	1.35	3,489.74	69.87	3,559.61	798,396	12,948.9	
	(普林保)	112.56	28,551	576.5	1,513.65	282,993	3,246.7	0.10	1,626.31	71.38	1,697.69	311,544	3,823.2	
	(普風存)	14.36	3,161	18.9	594.25	96,376	754.0		608.61	33.23	641.84	99,537	772.9	
	(普水全)	43.50	8,931	83.9	182.63	34,321	229.3		226.13	3.52	229.65	43,252	313.2	
	(普重高-1)	9.37	1,429	25.9					9.37	0.24	9.61	1,429	25.9	
	(普重高-2)				52.09	10,269				52.09	0.76	52.85	10,269	
(普保健)	9.55	1,142	12.6	142.93	22,135	120.1	0.78	153.26	8.51	161.77	23,277	132.7		
(普その他)	20.71	8,429	83.2	36.89	11,158	14.5		57.60	0.52	58.12	19,587	97.7		
計	8,614.30	2,169,761	38,317.3	4,642.92	911,072	8,126.7	122.22	13,379.44	458.47	13,837.91	3,080,833	46,444.0		
除地	58,661.43	12,444,119	247,521.4	77,193.43	12,507,201	50,530.3	309.72	136,164.58	7,854.56	144,019.14	24,951,320	298,051.7		
合計	58,661.43	12,444,119	247,521.4	77,193.43	12,507,201	50,530.3	309.72	136,164.58	7,854.56	158,233.43	25,043,611	298,051.7		

#### 4 作業団（作業団に準ずる単位）ごとの施業基準等

- |  |
|--|
| (1) 制限林地一般用材林作業団（制一用）<br>普通林地一般用材林作業団（普一用） |
|--|

##### ア 作業種

一般用材の生産を目的とする用材林作業とし、皆伐の場合における跡地更新は原則として人工植栽とします。

##### イ 更新樹種

地域、標高、地形、地質、土壌、気象などの立地条件や生態的特質を考慮して樹種を選定します。

##### ウ 生産目標及び伐期齢

柱適寸材（10.5cm 角以上）や集成材利用適寸材（10.5cm 角以上）、広葉樹家具・木工用材（丸太径 30cm 以上）の生産を目標とし、経済性（利用径級）を考慮したうえで、次の伐期齢を基準とします。

樹種	利用末口径級 (cm)	利用径級 (cm)	伐期齢	
			地位 (上)	地位 (中)
スギ	18	20	30	45
ヒノキ	18	20	40	60
アカマツ	18	24	35	55
カラマツ	18	24	35	50
シラベ	20	24	45	55
モミ外針葉樹	20	24	40	65
広葉樹	30	36	60	110

※ 上記基準と市町村森林整備計画で定められている標準伐期齢が異なる場合は、市町村森林整備計画に準じることとします。

## エ 施業の基準

### (ア) 伐採の方法

区 分		施業基準
主伐	面積	○ 伐採区域の面積は10ha以下とします。保安林内にあって、指定施業要件に定める主伐の限度面積が10ha以下の場合には、指定施業要件の範囲内とします。また、砂防指定地、富士山世界遺産構成資産内における伐区面積は5ha以下とします。
	その他 留意事項	○ 伐区は、等高線に沿って設定することを原則とします。傾斜30度以上かつ斜面長300m以上となる垂直的な形状は避けることとし、搬出や更新作業を考慮し、なるべく長方形となるよう伐区を設定します。 ○ 風が強く当たる尾根筋や沢沿い、道路沿いの急傾斜地には保護樹帯を設けることとします。
間 伐		○ 附属資料32「間伐実施方針」及び附属資料33「一般用材林施業育林体系」作業手順によることとします。

### (イ) 更新の方法

更新の区分別に施業方法の基準を次のとおり定めますが、地域性や生態的特質を踏まえて現地に即した方法を採用し、健全な林分の造成を図るものとします。

区分		施業方法の基準
地拵え		○ 全刈りによる地拵えを基本とします。ただし、天然の有用広葉樹は、保残するものとします。また、林地残材や刈り払った植生は集積、棚積みすることとし、傾斜地にあっては、杭を使用して棚を固定します。 特に、崩壊の恐れのある箇所では、生木を使用して棚を固定し（生木棚積地拵え）、林地の保全に努めることとします。
新植	植付方法	○ 正方形の4つの頂点を植え付け位置とする正方形植えを原則とします。
	植付時期	○ 裸苗を使用する場合の植栽時期は、春植えを原則としますが、秋植えを行う場合は、苗木の生理条件を考慮し、植付け時期や箇所を検討して行うこととします。また、コンテナ苗を使用する場合は、凍結期と乾燥期を避けて植栽することとします。
	植栽本数	○ 既往の成林状況を考慮して「植栽本数算定表」（附属参考資料37）のとおりとします。ただし、保安林においては、指定施業要件で定められている植栽本数以上とします。



区分		施業方法の基準																	
		植栽本数算定表（抜粋） <span style="float: right;">単位：本</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">樹種</th> <th style="width: 33%;">地位（上）</th> <th style="width: 33%;">地位（中）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>2,100</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>2,300</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>アカマツ</td> <td>2,600</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>カラマツ</td> <td>2,200</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table>			樹種	地位（上）	地位（中）	スギ	2,100	2,700	ヒノキ	2,300	3,000	アカマツ	2,600	3,000	カラマツ	2,200	2,200
樹種	地位（上）	地位（中）																	
スギ	2,100	2,700																	
ヒノキ	2,300	3,000																	
アカマツ	2,600	3,000																	
カラマツ	2,200	2,200																	
	更新期間	○ 地表の裸出期間を短くし、森林機能の回復を早めるため、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に完了するものとします。																	
	補植	○ 原則として、枯損歩合が10%以上（カラマツの場合は20%以上）の場合に実施します。ただし、枯損歩合が10%未満であっても、枯損区域が群状にまとまった状態であり、施業上支障があると認められる場合は、実施することとします。 ○ 補植の苗木は大苗を用い、新植の翌年度までに補植を実施することを原則とし、遅くとも2年以内には完了させることとします。																	
	改植	枯損または不成績により、将来成林が見込めない場合に実施します。原因を調査究明し、改植以外の方法についても検討したうえで、最適な方法により更新を図ります。改植する場合は、次の基準を原則とします。 ○ 5年生以下の造林地において、新植本数の50%以上が枯損等により、将来成林の見込みがないと認められる場合。または、枯損等の割合が50%未満であっても、枯損等がまとまっており、その面積が1ha以上に及ぶ場合。 ○ 6年生以上10年生以下の造林地において、1小班における植栽本数の50%以上が枯損等により、将来成林の見込みがないと認められる場合。ただし、1小班の面積が1ha未満で林齢差、搬出関係から将来の収穫時に支障があると認められる場合を除きます。 50%未満であっても、枯損等の面積が1ha以上である場合。また、枯損等の面積は1ha未満であっても、林齢差、搬出関係から将来の収穫に支障がないと認められる場合。 ○ 11年生以上の造林地においては、地位、地利とも良好で、改植することが適当と認められる場合。																	

(ウ) 保育の方法

保育は、成林の可否を決定するものであることから、箇所ごとの生育状況等に  
応じて適期に、かつ適切な施業を行うこととします。

本計画における保育基準は次のとおりです。

a 下刈

- ・ 雑草木の繁茂により植栽木が枯損する恐れのある場合において実施しま  
す。
- ・ 下刈の方法は、全刈りを原則とします。
- ・ 実施時期は6月上旬から8月上旬の間とします。
- ・ 下刈を終了する基準は、植栽木が雑草類の最大伸長に対して、1.5 倍  
に達した時期を目途とします。
- ・ 造林地内に生育の良好な有用稚幼樹がある場合は、造林木の生育に支障  
とならない限り保残して育成するなど、必要以上の下刈は行わないものと  
します。

樹種	回数	基準年度	実施基準
スギ	4	1～5年生	・ 雑草木の繁茂により、植栽木が枯損する恐れのある場合において実施
ヒノキ	5	1～6年生	
アカマツ	3	1～4年生	
カラマツ	3	1～4年生	
シラベ	4	2～5年生	
外針葉樹	4	1～5年生	
広葉樹	4	1～5年生	

※基準年度は、新植の年を1年生とします。

b つる切

- ・ つる類の造林木への巻きつきや覆いかぶさりにより、幹折れや幹曲がり、  
枯損などの恐れがある場合において実施します。
- ・ つる類の発生は、林地によって著しく差があるため、現地の実態に即して  
施業の実施を判断します。
- ・ 実施時期はつる類の繁茂する6～7月とします。

c 除伐

- ・ 造林木の生育を阻害している目的外樹種と形質不良造林木や将来成長が見込めない造林木の除去を行います。
- ・ 天然生の有用樹は、造林木の生育の支障とならない限り保残します。

区分	樹種	回数	実行基準年度
除伐	スギ	1	新植の年から 10年
	ヒノキ	1	新植の年から 11年
	アカマツ	1	新植の年から 10年
	カラマツ	1	新植の年から 10年
	モミ外針葉樹	1	新植の年から 11年
	広葉樹	1	新植の年から 10年

d 枝打

- ・ スギ・ヒノキを対象とし、劣勢木、曲がり木、二股木、障害木を除き、一番玉を採材し得る枝下高 4m まで行います。
- ・ 1 回の枝打で実施する枝打高は 2m を基本とします。
- ・ 1 回目の実施時期は、樹高が 4m 以上で、胸高直径が 8cm に達する前までに実施し、2 回目の実施時期は、節の巻き込みを考慮し、枝打実施前後の枝下高直径が 8cm を超えない時点に行います。
- ・ 作業適期は、成長の休止期間ですが、最適期は早春の樹液流動の直前です。なお、寒冷地では、切り口が凍る恐れがあることから、厳冬期は避けて実施しすることとします。
- ・ 周辺におけるシカやクマ等による剥皮被害が激しい場合は、実施を見送ることとします。
- ・ 作業は枝打用鋸等を用い、枝下の樹皮をむかないよう十分注意し、切り口が平滑かつ小さくなるよう行います。

区分	樹種	回数	実行基準年度
枝打	スギ	2	新植の年から 11、20年
	ヒノキ	2	新植の年から 12、21年

※地位は中の場合とします。

表 5-4-5 樹種別初期保育基準

樹種	林齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ		○	○	○	○					□	◇				
ヒノキ		○	○	○	○	○					□	◇			
アカマツ		○	○	○						□					
カラマツ		○	○	○						□					
シラベ		○	○	○	○										
モミ外針葉樹		○	○	○	○										
広葉樹		○	○	○	○					□					

○：下刈 □：除伐 ◇：枝打

(2) 制限林地スギ・ヒノキ優良材作業団 (制優ス・ヒ)  
 普通林地スギ・ヒノキ優良材作業団 (普優ス・ヒ)

ア 作業種

スギ、ヒノキの優良材生産を目的とする用材林作業とし、皆伐の場合における跡地更新は原則として人工植栽とします。

イ 更新樹種

ヒノキを主体とし、一部沢筋にはスギを植栽します。

ウ 生産目標及び伐期齢

無節柱材 6m あるいは 3m 材を 2 玉生産することを目標とし、経済性 (利用径級) を考慮したうえで、次の伐期齢を基準とします。

樹種	利用末口径級 (cm)	利用径級 (cm)	伐期齢 (主伐の時期)
スギ	18	24	35～
ヒノキ	18	24	45～

エ 施業の基準

(ア) 伐採の方法

区分	施業基準
主伐	○ 皆伐を原則とし、伐区の面積は 10ha 以下とします。 保安林内にあつて、指定施業要件に定める主伐の限度面積が 10ha 以下の場合、指定施業要件の範囲内とします。また、砂防指定地は 5ha 以下とします。
間伐	○ ヒノキの間伐は、「附属資料 17 優良材生産林ヒノキの育林体系図」に基づき、林分の成立本数を適正な密度に調節すること (林分密度管理図を用い、収量比数 (RY) 0.85→0.75 の密仕立てに調節する) によって、形質良好な成長促進を図り、生産目標に合致した林分を造成するため、定性間伐を行います。なお、間伐の実施回数は 3 回を基本とします。

※上記以外については、(1) 一般用材林作業団に準じることとします。

(イ) 更新の方法

植栽本数は 4,500 本/ha とします。

その他の取扱いは、一般用材林作業団に準じることとします。

(ウ) 保育の方法

a 下刈

- ・ 一般用材林作業団に準じることとします。

b つる切

- ・ 一般用材林作業団に準じることとします。

c 除伐

- ・ 一般用材林作業団に準じることとします。

d 枝打

- ・ ヒノキについては、枝下高 7m までを原則として 4 回（新植の年から 10、13、16、20 年を基準）実施します。
- ・ その他の基準は、一般用材林作業団に準じることとします。

(3) 制限林地長伐期大径材作業団 (制長大)  
普通林地長伐期大径材作業団 (普長大)

ア 作業種

長伐期施業による大径材の生産を目的とする用材林作業とし、皆伐の場合における跡地更新は原則として人工植栽とします。

イ 更新樹種

既往の成林状況等を踏まえたうえで、スギ、ヒノキ、カラマツ、シラベ外針葉樹等の前生樹種による更新を原則とします。

ウ 生産目標及び伐期齢

梁材 (12.0cm×24.0~30.0cm)、床材・柱材 (6m) の生産を目標とし、次の伐期齢を基準とします。

樹種	利用末口径級 (cm)	利用径級 (cm)	伐期齢 (主伐の時期)
スギ	30	34	80~
ヒノキ			90~
アカマツ			80~
カラマツ			70~
その他針葉樹			80~

※ 市町村森林整備計画・森林経営計画で長伐期施業が計画されている箇所の伐期齢は、原則として概ね標準伐期齢×2倍以上とします。

エ 施業の基準

(ア) 伐採の方法

区分	施業基準
主伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 皆伐を原則とし、伐区の面積は 10ha 以下とします。 保安林内にあつて、指定施業要件に定める主伐の限度面積が 10ha 以下の場合、指定施業要件の範囲内とします。また、砂防指定地、富士山世界遺産構成資産内は 5ha 以下とします。</li> <li>○ 溪流沿い等の水土保持機能の高度発揮を図る必要がある箇所においては、保護樹帯を設け、択伐施業とします。択伐の伐採率は、保安林内にあつては、指定施業要件の範囲内とし、保安林以外にあつては、地域森林計画に定める立木の伐採の標準的な方法によることとします。</li> </ul>
間伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 附属資料 32「間伐実施方針」及び「一般用材林施業育林体系作業手順」に基づき実施することとします。</li> <li>○ 標準伐期齢以上に達した林分にあつては、直径成長を促すため、作業手順における間伐実施の目安とする収量比数から 0.05 を減じた値を超えた時点を目安に風害、雪害等の影響を受けないよう、形状比や地形等を十分考慮しながら、間伐率 30～40%の範囲内（保安林内にあつては、指定施業要件に定める範囲内）の間伐を実施します。</li> <li>○ 主伐予定の時期（伐期齢）から 10 年を減じた林齢以上に達した林分にあつては、間伐を実施しないこととします。</li> </ul>

※ 上記以外については、一般用材林作業団に準じることとします。

(イ) 更新の方法

一般用材林作業団に準じることとします。

(ウ) 保育の方法

一般用材林作業団に準じることとします。



(4) 制限林地択伐用材林作業団 (制択用)

普通林地択伐用材林作業団 (普択用)

ア 作業種

択伐用材林作業とし、跡地更新は原則として天然下種更新としますが、治山事業等における改植施工地や地位、地利が高い箇所では人工植栽を行い、育成複層林として管理します。

イ 更新樹種

天然生の有用樹を母樹としますが、人工植栽の場合は、原則としてスギ、ヒノキとします。

ウ 伐期齢及び回帰年

- ・ スギ・ヒノキ林分の伐期齢は 60 年を基本とし、回帰年は 20 年とします。
- ・ その他の樹種の伐期齢は 120 年を基本とし、回帰年は 40 年とします。

エ 施業の基準

(ア) 伐採の方法

区分	施業基準
主伐	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 主伐は択伐によることとします。</li><li>○ 択伐率は 30% (材積率) とし、単木、帯状または群状の伐採とします。</li><li>○ 群状択伐の 1 箇所あたりの面積は、0.05ha 以内とします。形状は、円形 (直径 25m)、方形 (22m×22m)、不定形の 3 種とし、搬出条件や地形に合わせて選択することとします。</li><li>○ 帯状択伐の伐採幅は、樹高の 0.5 から 1.0 倍を基準とします。ただし、保安林にあっては、10m 未満の幅とします。</li></ul>
間伐	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 下層木の生育及び下層植生の発達を促すため、30%以上の相対照度を目安に密度管理を行います。</li><li>○ 優良樹育成のため、必要に応じ、不良木は優先して伐採します。</li></ul>

(イ) 更新の方法

地位、地利が高いスギ、ヒノキの林分では、人工植栽を行いながら、長期育成循環施業を行います。その他の林分にあっては、天然生の有用樹を母樹とした天然更新による施業とします。

(ウ) 保育の方法

一般用材林作業団に準じます。

(5) 制限林地広葉樹択伐用材林作業団 (制択広)  
普通林地広葉樹択伐用材林作業団 (普択広)

ア 作業種

有用広葉樹の大径材の生産を目的とする択伐用材林作業とし、跡地更新は天然下種更新を基本とします。

イ 更新樹種

天然生の有用樹を母樹とします。

ウ 伐期齢及び回帰年

有用広葉樹は樹種が多く用途も多様ですが、ミズナラを基準とし、伐期は120年(期待径級40cm)、回帰年は40年とします。

エ 施業の基準

(ア) 伐採の方法

区分	施業基準
主伐	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 主伐は択伐によることとします。</li><li>○ 択伐率は30%(材積率)を原則とし、単木、帯状または群状の伐採とします。ただし、伐区は、種子の飛散距離を考慮し、母樹の風上側では樹高の等倍、風下側では樹高の2倍以内とします。</li><li>○ 群状および帯状択伐の基準は、制択用、普択用に準じます。</li></ul>

(イ) 保育の方法

通直な枝下高の高い材の生産を目指し、若齢級の間は密仕立てとし、高齢級に達した林分については、肥大成長を促すため、疎仕立てとします。

(6) 制限林地しいたけ薪炭林作業団 (制し薪)  
普通林地しいたけ薪炭林作業団 (普し薪)

ア 作業種及び更新樹種

しいたけ原木や薪炭材の生産を目的する薪炭林作業とし、萌芽更新を基本としますが、皆伐の場合は必要に応じて植栽も行います。

更新樹種は、利用価値が高く萌芽力の高いコナラ、クヌギ、ミズナラ、シデ、カエデ、ハンノキ、カンバ等の広葉樹とします。

イ 伐期齢

しいたけ原木や薪炭材としての利用径級と萌芽成長が旺盛な林齢を考慮し20年とします。

ウ 伐採方法

区分	施業基準
主伐	<ul style="list-style-type: none"><li>○ できる限り地際近くを平滑に、かつ幾分傾斜をつけ、萌芽更新が容易となるよう伐採します。</li><li>○ 伐採時期は、樹液流動が休止する10月末から1月を基本とします。</li><li>○ 伐採後は、萌芽成長を阻害するおそれのある、末木枝条の片付けを行うこととします。</li><li>○ 皆伐の場合、萌芽力に対する影響を考慮し、伐区は1ha以下を原則とします。連続して伐区を設ける場合には、保護樹帯を設けるか、隣接林分の成林が見込まれた後とします。</li></ul>

エ 保育の方法

優良樹種育成のため、必要に応じて芽かき(台木を整理し、1株2~3芽とする)および除伐を実施します。

(7) 制限林地人工部分林 (制人部)  
普通林地人工部分林 (普人部)

(8) 制限林地天然部分林 (制天部)  
普通林地天然部分林 (普天部)

ア 施業の基準

部分林設定の指令書に基づいた施業方法によることとします。

イ 伐採の基準

主伐および更新は、一般林に準じ「伐採造林計画簿」によることとします。

なお、今後、地利的条件等により公益的機能の持続的発揮を重視すべき部分林については、造林者である地元保護団体等の意向を踏まえたうえで、皆伐施業から択伐施業に転換し、針広混交林へ誘導する公益林への位置付けや、新たな作業団の設置等を検討します。

(9) 制限林地公益移行林 (制公移)  
普通林地公益移行林 (普公移)

ア 施業の方法

針葉樹の単層林を対象とし、非皆伐施業により、前生稚樹の成長や広葉樹の発生を促し、公益的機能の高い針広混交林または天然生林に誘導します。

イ 伐採の基準

- ・ 伐採の方法は、単木、列状、帯状または群状伐採によることとします。
- ・ 伐採の実施にあたっては、侵入広葉樹等の保残に努め、30%以上の相対照度を維持することで、針広混交林への誘導を図ります。

(参考) 相対照度と収量比数の関係

樹種	関係式	相対照度が30%となる収量比数
スギ	$RLI = -78.0 \times Ry + 86.0$	$Ry = 0.71$
ヒノキ	$RLI = -85.0 \times Ry + 87.6$	$Ry = 0.67$
アカマツ	$RLI = -89.3 \times Ry + 95.0$	$Ry = 0.72$
カラマツ	$RLI = -75.8 \times Ry + 75.0$	$Ry = 0.59$

※モミ、シラベはヒノキを準用します。

- ・ 法令等において伐採率に制限がある場合は、法令を遵守すること。

(10) 制限林地林地保全林（制林保）  
普通林地林地保全林（普林保）

主として崩壊地周辺や荒廃溪流沿いなど、荒廃が拡大する危険性のある地域、ならびに地形、地質上から荒廃の危険性がある林分を対象とし、保全機能の強化を図る必要がある箇所においては、積極的に保安施設事業による整備を図ることとします。なお、林地及び流域保全のため、原則として禁伐とします。

(11) 制限林地風致保存林（制風存）  
普通林地風致保存林（普風存）

自然公園の特別地域、自然環境保全地区、その他風致景観上の観点から保存する必要のある林分を対象とします。

木材生産のための森林施業は原則として見合わせることにしますが、風致景観や自然環境の維持増進を図る必要がある場合には、択伐または漸伐による更新を図ることとします。

(12) 制限林地水源保全林（制水全）  
普通林地水源保全林（普水全）

ダムの保全を目的とし、既設及び建設予定のダムの湛水区域上部の両側、概ね1 kmの範囲にある林分を対象とします。

水源涵養、景観保全、土砂流入の防止等を図るため、主伐は択伐を原則とし、保安施設事業を積極的に導入しながら、針広混交の複層林または天然生林に誘導することとします。

(13) 制限林地水源整備林（制水整）

水源地域において、水源涵養機能等の高度発揮を目的とする、水源地域整備事業等の森林整備による保安施設事業を導入した林分を対象とします。

主伐は択伐を原則とし、育成複層林または天然生林に誘導することとします。

(14) 制限林地亜高山帯の1 (制亜高1)  
普通林地亜高山帯の1 (普亜高1)

標高 1,800m 以上に位置する林分のうち、既往の施業が実施された育成林を対象とします。

主伐は択伐によることとし、更新方法は天然更新を原則とします。また、人工林にあつては、一般用材林作業団に準じた保育を行いながら、針広混交の複層林に誘導することとします。

(15) 制限林地亜高山帯の2 (制亜高2)  
普通林地亜高山帯の2 (普亜高2)

標高 1,800m 以上に位置する林分のうち、自然状態が保存されている林分を対象とします。主伐は択伐によることとし、更新方法は天然更新を原則とします。また、人工林にあつては、一般用材林作業団に準じた保育を行いながら、針広混交の複層林に誘導することとします。

(16) 制限林地亜高山帯の3 (制亜高3)

標高 1,800m 以上に位置する林分のうち、風致上特に重要である自然公園法に基づく特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区のうち自然保存地区を対象とします。

天然生林を維持することとし、禁伐とします。

(17) 制限林地保健休養林 (制保健)  
普通林地保健休養林 (普保健)

森林レクリエーション、森林スポーツ、自然探索、屋外生活の体験の場等、保健休養的な利用を図る区域を対象とします。

施業は、それぞれの保健休養林の利用目的に沿った風致維持の施業を実施することとします。

(18) 制限林地その他 (制その他)  
普通林地その他 (普その他)

学術参考林、試験林、見本林、研修林、母樹林、防火保安林、記念林、次代検定林等を対象とし、それぞれの目的に沿った施業を実施します。なお、有用広葉樹母樹林、普通母樹林、記念林については、一般用材林作業団に準じた施業とします。

表 5-4-6 作業団毎の施業方法の基準一覧表

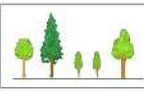
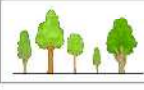
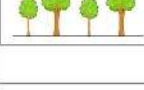

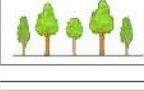
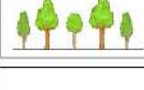
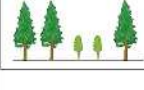
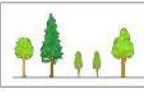
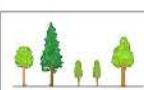


作業団	作業団の内容	伐採種・伐区	伐期齢	更新方法	更新樹種	間伐	他保育	導入可能事業		目標とする姿
								治山事業	造林	
制一用 普一用	経済林として一般用材の生産を主な目標とする。	皆伐 (10ha以下、土砂流出防備保安林、砂防指定地、富士山世界遺産構成資産内は5ha以下)	スギ 30年 ヒノキ 40年 アカマツ 35年 カラマツ 35年 シラベ 45年 保安林は標準伐期齢以上	人工植栽	地域、標高、土壌型を中心に考慮し選定。	一般用材林施業育林体系による。	下刈:4回程度 つる切:1回 除伐:1回 枝打:2回 (スギ・ヒノキ4m)	○		
制優ス・ヒ 普優ス・ヒ	経済林としてスギ・ヒノキの中径無節柱材の生産を主な目標とする。	皆伐 (10ha以下、土砂流出防備保安林は5ha以下)	スギ 35年 ヒノキ 45年 保安林は標準伐期齢以上	人工植栽	ヒノキ主体 一部沢筋スギ	優良材生産林育林体系による。 密度管理を基本とした定性適定量間伐、収量比数(Ry)0.85→0.75の密仕立て。	枝打:3回 (スギ・ヒノキ7m) 上記以外は一般用材林作業団と同様。	○		
制長大 普長大	経済林として大径材の生産を主な目標とする。	皆伐 (10ha以下、土砂流出防備保安林、砂防指定地、富士山世界遺産構成資産内は5ha以下)	スギ 80年 ヒノキ 90年 アカマツ 80年 カラマツ 70年 シラベ 80年	人工植栽	スギ ヒノキ カラマツ シラベ外針葉樹等	標準伐期齢未満は一般用材林施業育林体系による。標準伐期齢以降は一般用材林施業体系の間伐実施の収量比数(Ry)0.05を越えた時点を目安に伐採率30~40%の間伐。	一般用材林作業団と同様。	○	△	
制択用 普択用	経済林として択伐作業により木材資源の循環利用を推進する。	択伐 (伐採率30%)	スギ・ヒノキ 60年 (回帰年20年) その他樹種 120年 (回帰年40年)	人工植栽 天然下種更新	人工植栽はスギ ヒノキ	林内照度30%以上確保。	一般用材林作業団と同様。	○	○	
制択広 普択広	経済林として有用広葉樹大径材の生産を主な目標とする。	択伐 (伐採率30%) 小面積皆伐 (樹高の1~2倍)	120年 (回帰年40年)	天然下種更新		若齢林は密仕立て 高齢林は疎仕立て		○	○	
制し薪 普し薪	経済林としてしいたけ原木や薪炭材生産を主な目標とする。	択伐 小面積皆伐 (1ha以下)	20年	萌芽更新 人工植栽 (萌芽更新が見込めない箇所)	人工植栽はコナラ クスギ ミズナラ等		萌芽更新樹を育成(芽かき、除伐等)	○		

※法令等で制限がある林地はその範囲内とします。

※導入可能事業の△印は、治山事業のうち一部事業のみ導入可能な作業団です。

※導入可能事業で治山事業に○印が無い箇所でも、既に治山事業を実施した箇所は、引き続き導入可能とします。

表 5-4-7 作業団に準ずる単位毎の施業方法の基準一覧表

作業団	作業団の内容	伐採種・伐区	伐期齢	更新方法	更新樹種	間伐	他保育	導入可能	目標とする姿
								事業	
制公移 普公移	標高1,600m以上や地位・地利が低位な箇所。公益的機能の発揮を重視し、単層人工林は針広混交林、広葉樹林へ積極的に誘導す	択伐 小面積皆伐 (ただし、獣害の激化に伴い当面は主伐は実施せず)		人工植栽 天然下種更新		標準伐期齢未満は一般用材林施業育林体系に準ずる。標準伐期齢以降は相対照度30%以上を確保。	不用木除去、かきこし等実施。上記以外は一般用材林作業団と同様。	○ ○	
制林保 普林保	林地保全上重要な箇所。木材生産のための森林施業は見合わせる。	禁伐					保全機能の強化を図る必要がある箇所は、積極的に保安施設の拡充整備。	○ ○	
制風存 普風存	風致景観上重要な箇所。木材生産のための森林施業は見合わせる。	択伐		人工植栽 天然下種更新			風致景観や自然環境の維持増進に必要な施業を実施。	○ ○	
制亜高-1 普亜高-1	亜高山帯(標高1,800m以上)で既往の施業が行われた箇所。	択伐		天然下種更新			一般用材林作業団と同様。	○ ○	
制亜高-2 普亜高-2	亜高山帯(標高1,800m以上)で自然状態が保存されている林地。	択伐		天然下種更新			一般用材林作業団と同様。	○ ○	
制亜高-3	亜高山帯(標高1,800m以上)で風致上特に重要な箇所。	禁伐						○ ○	
制水全 普水全	ダム等湛水区域上部の箇所。諸機能をより高めるため、原則非皆伐施業とする。	択伐		人工植栽 天然下種更新			針広混交林の複層林または天然生林に誘導する。	○ ○	
制水整 普水整	水源地域における荒廃森林の総合的な水源地域整備事業等の治山事業で森林整備を実施した箇所。	択伐		人工植栽 天然下種更新				○ ○	
制保健 普保健	保健休養的利用を行う箇所。利用目的に沿った風致維持の施業を実施する。	択伐 皆伐 (2ha以下)		人工植栽 天然下種更新			保健休養林の目的に沿った風致維持の施業を実施。	○ ○	
その他	学術参考林・試験林・見本林・研修林・母樹林・防火保安林・記念林・次代検定林等。						それぞれの目的に沿った必要な森林施業を実施。母樹林、記念林については一般用材林作業団と	○ ○	
制人部 普人部 制天部 普天部	部分林設定している林地。	皆伐 択伐					「指令書条項」に基づいた施業方法により施業。具体的な施業については、一般用材林作業団もしくは、公益移行林に準ずる。	△	

※法令等で制限がある林地はその範囲内とします。

※導入可能事業の△印は、治山事業のうち一部事業のみ導入可能な作業団です。

※導入可能事業で治山事業に○印が無い箇所でも、既に治山事業を実施した箇所は、引き続き導入可能とします。



表 5-4-8 樹種別利用径級と主な製品用途

樹種	利用末口 径級 (cm)	主な製品用途
スギ ヒノキ	6～16	チップ、杭木、垂木、間柱、母屋 等
	18～28	柱（心持ち）、鴨居、貫、野地板、下地板、廻り縁、竿縁、足場板 等
	30～48	柱（心去り役物）、垂木、梁、桁、間柱、鴨居、割角 等
	50～	柱（心去り役物）、長押、平桁、梁、桁、割角 等
アカマツ カラマツ	6～	チップ、杭木 等
	14～	チップ、合板 等
	18～	合板、集成材 等
	30～	梁、床材、腰板、合板、集成材 等
シラベ外 針葉樹	6～	チップ
	20～	家具材、木工用材 等
広葉樹	6～	チップ、シイタケ原木（クヌギ、ナラ）薪炭材 等
	20～	チップ、薪材、土台（クリ） 等
	30～	チップ、土台（クリ）、柱（ケヤキ）、床材、家具材、木工用材 等

## 第5 標準伐採量及び標準更新面積等

### 1 考え方

収穫量が将来に亘り保続するとともに、更新面積に著しい増減が生じないように、管理規程第12条に基づき、保続計算により標準伐採量及び標準更新面積を算出しています。

#### (1) 分類方法

保続計算は、施業方法の類似する作業団を次により包括し、部分林は一般施業地に準じて算出しています。

ア 一般用材生産林	一般用材林作業団、人工部分林、天然部分林
イ 優良生産林	スギ・ヒノキ優良材作業団
ウ 長伐期大径材生産林	長伐期大径材生産作業団
エ 有用広葉樹林	広葉樹択伐用材林作業団
オ 択伐用材林	択伐用材林作業団
カ しいたけ薪炭林	しいたけ薪炭林作業団
キ 公益移行林	公益移行林
ク その他	林地保全林 風致保存林、水源保全林、水源整備林 亜高山帯の1、亜高山帯の2、亜高山帯の3 保健休養林、その他

#### (2) 計算の期間

保続計算の期間は5年1期とし、X分期(2021(令和3)年から2070(令和52)年)まで計算しました。

#### (3) 収穫予想表

附属資料13「現実林分収穫予想表」を使用しています。

#### (4) 保続計算の内容

##### ア 一般用材生産林

- (ア) 収穫量は、主副林木合計を基本としています。
- (イ) 主伐対象林分は、利用径級以上の人工林、天然林は200m<sup>3</sup>/ha以上の林分としました。
- (ウ) 更新期間は、実績を踏まえ1.5年としました。

イ 優良生産林、長伐期生産林、有用広葉樹林

- (ア) 保続計算は、優良生産林、長伐期生産林、有用広葉樹林別に行いました。
- (イ) 利用径級以上に達した人工林については、保続を勘案しながら伐採量を算出しました。

ウ しいたけ薪炭林

- (ア) 主伐対象は、IV齢級以上としました。
- (イ) 更新は萌芽を主体とする天然更新とし、更新期間はないものとしました。

エ 部分林

- (ア) 一般用材生産林に準じて算出しました。

(5) その他

高齢級林分の収穫間伐を加味して算出しました。

## 2 標準伐採量

管理規程第 12 条に基づく標準伐採量は、 $960,100\text{m}^3$  で、前計画比 127.6%にあたる  $207,900\text{m}^3$  増となりました。

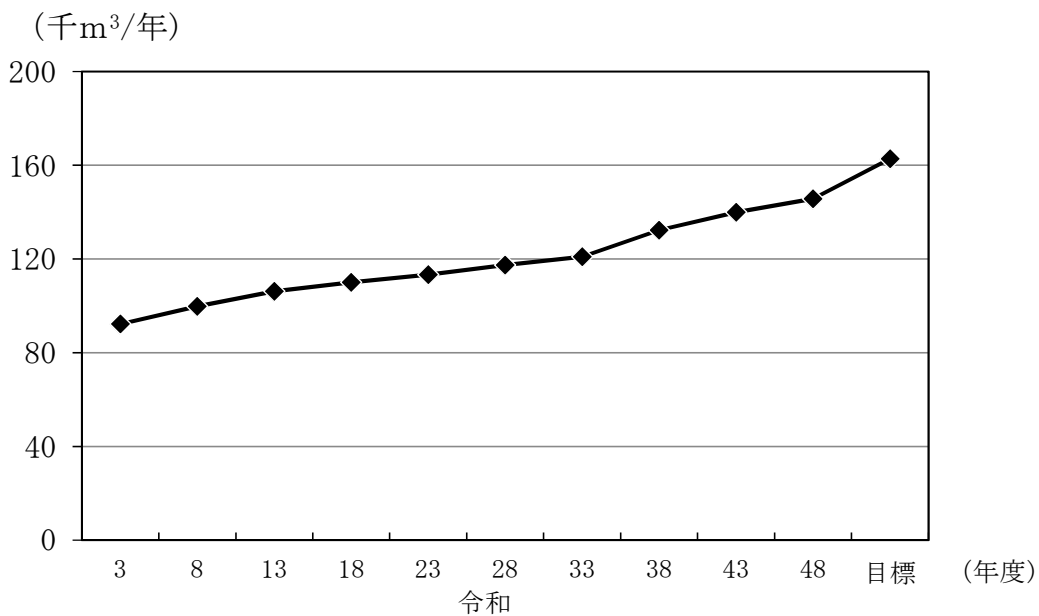
一般林・部分林別としては、一般林が前計画比 132.2%であるのに対し、部分林が 144.2%となっており、部分林の増加率が高い傾向にあります。

表 5-5-1 標準伐採量

区 分	本計画 (A)	前計画 (B)	前計画との対比	
			増減	A/B %
一般林	618,800	468,100	150,700	132.2%
部分林	315,000	218,500	96,500	144.2%
作業団外	26,300	65,600	-39,300	40.1%
合 計	960,100	752,200	207,900	127.6%

単位： $\text{m}^3$

図 5-3 収穫量の予測



### 3 標準更新面積

管理規程第 13 条に基づく標準更新面積は、前計画比 52.5%増となる 2,541ha になりました。

充実した広葉樹資源の利活用に伴い、天然更新面積が前計画比 606%となっています。

表 5-5-2 標準更新面積

単位：ha

区分	本計画 ha (A)			前計画 ha (B)			前計画との対比 A/B %		
	新植 改植	天然 更新	計	新植 改植	天然 更新	計	新植 改植	天然 更新	計
一般林	1,408	126	1,534	963	16	979	146.2%	787.5%	156.7%
部分林	940		940	618		618	152.1%		152.1%
作業団外	11	56	67	55	14	69	20.0%	400.0%	97.1%
合計	2,359	182	2,541	1,636	30	1,666	144.2%	606.7%	152.5%

図 5-4 更新面積の予測

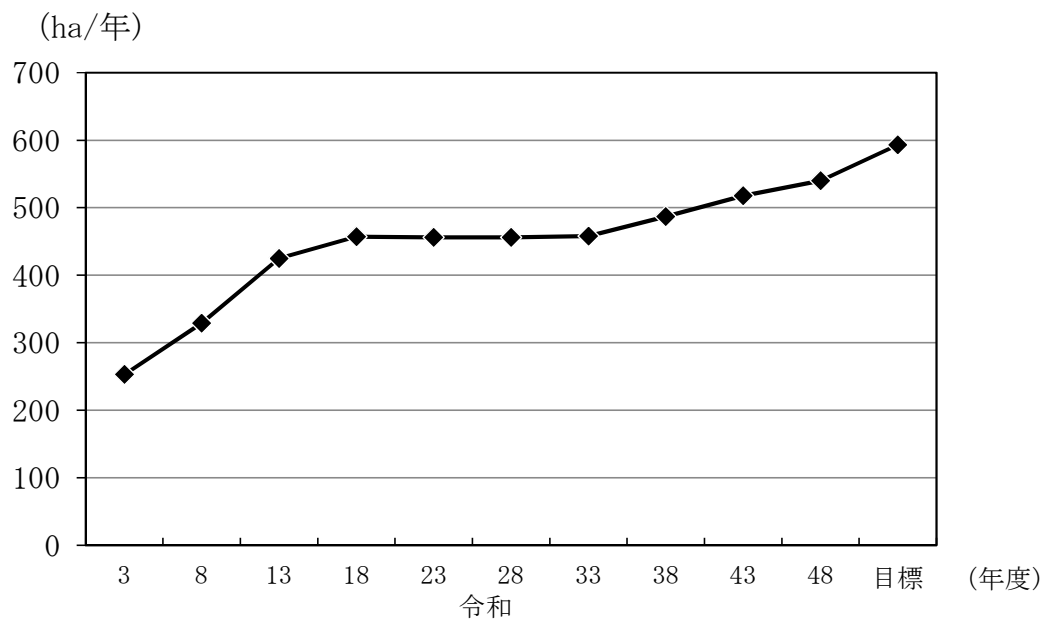


表 5-5-3 樹種別期待面積と割合

単位：ha

区分	種別	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針	広葉樹	伐跡地等	計
一般用材生産林 & 部分林	現在面積	615	4,156	3,869	7,051	1,929	2,707	276	20,602
	割合%	3%	20%	19%	34%	9%	13%	1%	100%
	期待面積	600	4,058	3,778	6,877	1,877	2,628	784	20,602
	割合%	3%	20%	18%	33%	9%	13%	4%	100%
スギ・ヒノキ 優良材 生産林	現在面積	204	815	38	88	20	194	4	1,364
	割合%	15%	60%	3%	6%	1%	14%	0%	100%
	期待面積	200	873	20	36	11	181	44	1,364
	割合%	15%	64%	1%	3%	1%	13%	3%	100%
長伐期大径材 生産林	現在面積	262	1,418	760	3,797	298	288	0	6,822
	割合%	4%	21%	11%	56%	4%	4%	0%	100%
	期待面積	254	1,374	732	3,689	287	281	205	6,822
	割合%	4%	20%	11%	54%	4%	4%	3%	100%
択伐用材林	現在面積	83	548	146	301	240	1,306		2,624
	割合%	3%	21%	6%	11%	9%	50%		100%
	期待面積	81	535	146	299	238	1,285	40	2,624
	割合%	3%	20%	6%	11%	9%	49%	2%	100%
有用広葉樹 択伐林	現在面積		1	6	5	40	690		742
	割合%		0%	1%	1%	5%	93%		100%
	期待面積		1	4	5	38	683	9	742
	割合%		0%	1%	1%	5%	92%	1%	100%
しいたけ 薪炭林	現在面積					10	139	4	154
	割合%					7%	90%	3%	100%
	期待面積					10	138	6	154
	割合%					7%	89%	4%	100%
公益移行林	現在面積	695	3,723	2,878	9,010	2,273	8,707	24	27,311
	割合%	3%	14%	11%	33%	8%	32%	0%	100%
	期待面積	591	3,165	2,435	7,642	2,064	11,277	136	27,311
	割合%	2%	12%	9%	28%	8%	41%	0%	100%
その他	現在面積	131	1,014	723	6,423	33,923	34,329	2	76,545
	割合%	0%	1%	1%	8%	44%	45%	0%	100%
	期待面積	131	1,013	722	6,415	33,918	34,326	20	76,545
	割合%	0%	1%	1%	8%	44%	45%	0%	100%
計	現在面積	1,991	11,675	8,420	26,676	38,733	48,360	310	136,165
	割合%	1%	9%	6%	20%	28%	36%	0%	100%
	期待面積	1,857	11,019	7,837	24,964	38,444	50,799	1,245	136,165
	割合%	1%	8%	6%	18%	28%	37%	1%	100%

#### 4 伐採を予定する箇所の選定方法

主伐箇所は、原則として経済林を対象とし、管理規程第 14 条第 2 項に定める留意事項を踏まえたうえで、次により選定しました。

- (1) 齢級構成の平準化を念頭に置き、路網計画と併せて伐採予定箇所を選定しました。
- (2) 設定期限を迎える部分林が増加することを踏まえて選定しました。
- (3) 成熟した広葉樹資源についても、利用の推進を図るため、広葉樹択伐用材林及び択伐用材林を対象に選定しました。

また、経済林における利用可能な林分だけでなく、公益移行林等、針広混交林へ誘導する林分についても収穫間伐箇所として選定しました。

#### 5 伐採箇所ごとの伐採量および伐採方法

別冊「伐採造林計画簿」のとおりです。

#### 6 伐採指定量

管理規程第 14 条に基づく伐採指定量は、近年における木材需要の高まりと充実した人工林資源の現状を踏まえ、前計画比 210 千 m<sup>3</sup> の増となる 960 千 m<sup>3</sup> の伐採量を指定量としました。

表 5-5-4 伐採指定量

伐採種別	本計画量		前計画量	
	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )
主伐	2,944.01	755,000	1,833.87	500,000
間伐	3,124.77	205,000	3,694.12	250,000
計	6,068.78	960,000	5,527.99	750,000

表 5-5-5 作業団別伐採指定量

(単位：m<sup>3</sup>)

区 分	一般林							部分林	合計
	用材林	優良材林	長伐期林	広葉樹 択伐林	しいたけ 薪炭林	作業団外	計		
主 伐	319,454	96,984	42,923	8,058		2,614	470,033	284,967	755,000
間 伐	51,014	6,059	89,960			23,794	170,827	34,173	205,000
計 (A)	370,468	103,043	132,883	8,058		26,408	640,860	319,140	960,000
標準伐採量 (B)	374,800	103,100	132,900	8,000		26,300	645,100	315,000	960,100
対比 (A/B) %	98.8%	99.9%	100.0%	100.7%		100.4%	99.3%	101.3%	100.0%

表 5-5-6 樹種別伐採量

樹種	主伐		間伐		計	
	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )
スギ	193.23	89,996	70.95	10,785	264.18	100,781
ヒノキ	371.50	127,509	612.29	47,318	983.79	174,827
アカマツ	424.32	98,897	358.74	19,855	783.06	118,752
カラマツ	1,145.92	313,631	1,724.22	103,369	2,870.14	417,000
シラベ	92.30	27,246	240.91	15,744	333.21	42,990
モミ外針葉樹	70.20	11,001	97.19	5,375	167.39	16,376
広葉樹	646.54	86,720	20.47	2,554	667.01	89,274
計	2,944.01	755,000	3,124.77	205,000	6,068.78	960,000

## 7 事業区別伐採指定量

事業区別の伐採指定量は、標準伐採量を各事業区の森林資源の現況、路網整備状況、事業実績等を考慮して指定しました。

表 5-5-7 事業区別伐採指定量

事業区	伐採種別	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	
				前期計画量
中北	主伐	812.40	212,195	91,778
	間伐	993.02	72,235	35,015
	計	1,805.42	284,430	126,793
峡東	主伐	806.27	165,568	71,040
	間伐	736.20	34,162	16,642
	計	1,542.47	199,730	87,682
峡南	主伐	335.49	113,133	48,540
	間伐	282.42	33,062	16,303
	計	617.91	146,195	64,843
富士・東部	主伐	989.85	264,104	113,642
	間伐	1,113.13	65,541	32,040
	計	2,102.98	329,645	145,682
合計	主伐	2,944.01	755,000	325,000
	間伐	3,124.77	205,000	100,000
	計	6,068.78	960,000	425,000



## 8 地種別、作業団別、主間伐別伐採指定量

表 5-5-8 地種別、作業団別、主間伐別伐採指定量

地種	作業団	主伐				収穫間伐				合計				
		面積 (ha)	材積(m <sup>3</sup> )			面積 (ha)	材積(m <sup>3</sup> )			面積 (ha)	材積(m <sup>3</sup> )			
			針葉樹	広葉樹	合計		針葉樹	広葉樹	合計		針葉樹	広葉樹	合計	
制限林地	制一用(上・中)	959.87	230,960	16,757	247,717	581.74	34,958		34,958	1,541.61	265,918	16,757	282,675	
	※ 制一用(下)	37.69	4,049	333	4,382	27.80	597		597	65.49	4,646	333	4,979	
	制優ス・ヒ	203.30	65,200	1,080	66,280	73.86	5,443		5,443	277.16	70,643	1,080	71,723	
	制長大	164.01	37,423	2,193	39,616	1,173.08	65,705		65,705	1,337.09	103,128	2,193	105,321	
	※ 制択用	255.19	1,320	12,769	14,089	81.46	3,891		3,891	336.65	5,211	12,769	17,980	
	制択広	96.69	5	6,764	6,769					96.69	5	6,764	6,769	
	制し薪													
	制人部	620.27	138,660	25,902	164,562	258.79	14,444		14,444	879.06	153,104	25,902	179,006	
	制天部													
	※ 制公移					264.28	16,670	1,416	18,086	264.28	16,670	1,416	18,086	
	※ 制林保													
	※ 制風存	57.32	1,199	1,214	2,413					57.32	1,199	1,214	2,413	
	※ 制水全					11.15	678		678	11.15	678		678	
	※ 制水整					36.85	1,464		1,464	36.85	1,464		1,464	
	※ 制亜高-1					3.20	174		174	3.20	174		174	
	※ 制亜高-2													
	※ 制亜高-3													
	※ 制保健					23.90	1,776		1,776	23.90	1,776		1,776	
	※ 制その他													
		小計	2,394.34	478,816	67,012	545,828	2,536.11	145,800	1,416	147,216	4,930.45	624,616	68,428	693,044
普通林地	普一用(上・中)	110.82	23,002	4,347	27,349	73.67	3,856		3,856	184.49	26,858	4,347	31,205	
	※ 普一用(下)	0.30	79	2	81	1.43	18		18	1.73	97	2	99	
	普優ス・ヒ	52.45	23,127	104	23,231	4.17	264		264	56.62	23,391	104	23,495	
	普長大					163.69	19,031		19,031	163.69	19,031		19,031	
	※ 普択用	25.02	177	1,044	1,221	35.91	4,731		4,731	60.93	4,908	1,044	5,952	
	普択広	10.08		668	668					10.08		668	668	
	普し薪													
	普人部	351.00	90,274	8,172	98,446	306.79	17,744		17,744	657.79	108,018	8,172	116,190	
	普天部													
	※ 普公移					3.00	235		235	3.00	235		235	
	※ 普林保													
	※ 普風存													
	※ 普水全													
	※ 普亜高-1													
	※ 普亜高-2													
	※ 普保健													
	※ 普その他													
		小計	549.67	136,659	14,337	150,996	588.66	45,879		45,879	1,138.33	182,538	14,337	196,875
		合計	2,944.01	615,475	81,349	696,824	3,124.77	191,679	1,416	193,095	6,068.78	807,154	82,765	889,919
		臨時伐採量		52,806	5,370	58,176		10,767	1,138	11,905		63,573	6,508	70,081
	総計	2,944.01	668,281	86,719	755,000	3,124.77	202,446	2,554	205,000	6,068.78	870,727	89,273	960,000	

※針広混交林化施策対象作業団

## 第6 造林及び保育

### 1 造林を予定する箇所の選定方法

次により造林箇所を選定しました。

ア 前計画期間から繰越した伐採跡地、未立木地および改植予定地

イ 今期伐採予定地

ウ 複層林予定地

### 2 造林箇所ごとの更新面積および更新方法

別冊「伐採造林計画簿」のとおりです。

### 3 事業区別更新指定量

事業区別の更新指定量は次のとおりです。

表 5-6-1 事業区別更新指定量

単位：ha

管理計画	更新種別				合計
	新植	改植	複層林	天然更新	
本計画量	1,984.97	6.87	40.50	573.02	2,605.36
前計画量	1,432.36	10.06	52.13	121.38	1,615.93

事業区	更新種別				合計
	新植	改植	複層林	天然更新	
中北	668.02	0.24	12.10	61.84	742.20
峡東	406.26		8.10	238.61	652.97
峡南	267.22		8.10	23.99	299.31
富士・東部	643.47	6.63	12.20	248.58	910.88
合計	1,984.97	6.87	40.50	573.02	2,605.36

表 5-6-2 事業区別作業団別更新指定量

単位: ha

事業区	区分	一般林							部分林	合計
		用材林	優良材林	長伐期林	広葉樹 択伐林	椎茸・ 薪炭林	作業団外	計		
中北	新植	205.20		85.45				290.65	377.37	668.02
	改植						0.24	0.24		0.24
	複層林樹下植栽	12.10						12.10		12.10
	天然更新	27.12			34.72			61.84		61.84
	計	244.42		85.45	34.72		0.24	364.83	377.37	742.20
峡東	新植	342.39		9.20				351.59	54.67	406.26
	改植									
	複層林樹下植栽	8.10						8.10		8.10
	天然更新	186.80			51.81			238.61		238.61
	計	537.29		9.20	51.81			598.30	54.67	652.97
峡南	新植	114.09	102.30					216.39	50.83	267.22
	改植									
	複層林樹下植栽	8.10						8.10		8.10
	天然更新	5.40	8.51		10.08			23.99		23.99
	計	127.59	110.81		10.08			248.48	50.83	299.31
富士・東部	新植	202.09	108.32					310.41	333.06	643.47
	改植	5.20					1.43	6.63		6.63
	複層林樹下植栽	12.20						12.20		12.20
	天然更新	161.01	7.41	12.91	9.93		57.32	248.58		248.58
	計	380.50	115.73	12.91	9.93		58.75	577.82	333.06	910.88
全県(A)	新植	863.77	210.62	94.65				1,169.04	815.93	1,984.97
	改植	5.20					1.67	6.87		6.87
	複層林樹下植栽	40.50						40.50		40.50
	天然更新	380.33	15.92	12.91	106.54		57.32	573.02		573.02
	計	1,289.80	226.54	107.56	106.54		58.99	1,789.43	815.93	2,605.36
	標準更新面積 比較対象	1,249.30	226.54	107.56	106.54		58.99	1,748.93	815.93	2,564.86
標準更新面積(B)	1,114.00	222.00	110.00	42.00	14.00	67.00	1,569.00	972.00	2,541.00	
対比(A/B)%	112.1%	102.0%	97.8%	253.7%		88.0%	111.5%	83.9%	100.9%	

#### 4 地種別、作業団別更新指定量

表 5-6-3 地種別、作業団別更新指定量

単位:ha

地種	作業団	更新種別				合計
		新植	改植	複層林	天然更新	
制限林地	制一用	819.14	5.20		77.14	901.48
	制優ス・ヒ	171.36			6.76	178.12
	制長大	94.65			12.91	107.56
	制択用			40.50	224.20	264.70
	制択広				96.46	96.46
	制し薪					
	制人部	478.72				478.72
	制天部					
	制公移		1.43			1.43
	制林保					
	制風存				57.32	57.32
	制水全					
	制水整					
	制亜高-1					
	制亜高-2					
	制亜高-3					
	制保健		0.24			0.24
	制その他					
	小計	1,563.87	6.87	40.50	474.79	2,086.03
	普通林地	普一用	44.63			62.50
普優ス・ヒ		39.26			9.16	48.42
普長大						
普択用					16.49	16.49
普択広					10.08	10.08
普し薪						
普人部		337.21				337.21
普天部						
普公移						
普林保						
普風存						
普水全						
普亜高-1						
普亜高-2						
普保健						
普その他						
小計		421.10			98.23	519.33
合計	1,984.97	6.87	40.50	573.02	2,605.36	

## 5 樹種別、更新種別面積内訳

表 5-6-4 樹種別、更新種別面積

単位：ha

樹種	更新種別				合計
	新植	改植	複層林	補植	
スギ	105.57			17.93	123.50
ヒノキ	439.51		30.50	75.26	545.27
アカマツ	4.71			2.39	7.10
カラマツ	1,114.63	5.20		175.35	1,295.18
モミ	23.60			3.14	26.74
シラベ	24.12			3.92	28.04
その他針	26.66			3.42	30.08
針葉樹計	1,738.80	5.20	30.50	281.41	2,055.91
ミズナラ	56.63			8.30	64.93
ケヤキ					
その他広	189.54	1.67	10.00	31.81	233.02
広葉樹計	246.17	1.67	10.00	40.11	297.95
合計	1,984.97	6.87	40.50	321.52	2,353.86

## 6 保育指定量

表 5-6-5 保育指定量

単位：ha

計画量	保育種別						合計
	補植	下刈	つる切	除伐	枝打	保育間伐	
本計画量	321.52	5,686.74	940.16	783.35	501.87	3,349.45	11,583.09
前計画量	804.27	6,722.73	1,570.19	1,435.68	942.94	4,841.17	16,316.98

表 5-6-6 事業区別保育指定量

単位：ha

計画量	保育種別						合計
	補植	下刈	つる切	除伐	枝打	保育間伐	
中北	97.66	1,825.86	337.77	244.22	57.55	836.99	3,400.05
峡東	69.14	1,150.68	203.62	209.97	219.16	889.61	2,742.18
峡南	44.86	931.26	126.16	102.99	117.77	692.69	2,015.73
富士・東部	109.86	1,778.94	272.61	226.17	107.39	930.16	3,425.13
合計	321.52	5,686.74	940.16	783.35	501.87	3,349.45	11,583.09

表 5-6-7 地種別、作業団別保育指定量

単位：ha

地種	作業団	保育種別						合計	
		補植	下刈	つる切	除伐	枝打	保育間伐		
制限林地	制一用(上・中)	133.81	2,508.98	564.76	491.44	218.63	765.97	4,683.59	
	※制一用(下)				11.73		11.40	23.13	
	制優ス・ヒ	25.91	502.49	40.49	23.73	22.85	208.24	823.71	
	制長大	15.05	291.47	55.51	54.29	7.80	89.62	513.74	
	※制択用	5.50	141.00	9.82	8.70	24.30	274.94	464.26	
	制択広						2.13	2.13	
	制し薪								
	制人部	71.23	1,053.67	51.22	4.00			1,180.12	
	制天部								
	※制公移		27.70	39.01	66.86	97.83	1,659.93	1,891.33	
	※制林保								
	※制風存								
	※制水全								
	※制水整								
	※制亜高-1								
	※制亜高-2								
	※制亜高-3								
	※制保健		0.96	0.24	0.24			1.44	
	※制その他								
		小計	251.50	4,526.27	761.05	660.99	371.41	3,012.23	9,583.45
普通林地	普一用(上・中)	15.03	250.92	85.50	87.47	59.74	217.24	715.90	
	※普一用(下)				10.20		9.64	19.84	
	普優ス・ヒ	6.80	139.60	6.22	3.06	55.81	48.45	259.94	
	普長大		3.70	1.95	1.95	8.08	42.77	58.45	
	※普択用				0.52	1.14	0.68	2.34	
	普択広						0.15	0.15	
	普し薪		7.98	2.66	2.66			13.30	
	普人部	48.19	758.27	82.78	16.00			905.24	
	普天部								
	※普公移				0.50	5.69	18.29	24.48	
	※普林保								
	※普風存								
	※普水全								
	※普亜高-1								
	※普亜高-2								
	※普保健								
	※普その他								
		小計	70.02	1,160.47	179.11	122.36	130.46	337.22	1,999.64
		総計	321.52	5,686.74	940.16	783.35	501.87	3,349.45	11,583.09

※針広混交林化施策対象作業団

## 第7 種苗の所要量

山行き苗木の所要量は、5,132千本となります。樹種別の内訳は、カラマツが全体の49%を占め、次いでヒノキの26%となります。

表 5-7-1 樹種別苗木所要量

単位：千本

樹種	所要量			
	新植・改植 複層林	補植	計	年平均
スギ	257	8	266	27
ヒノキ	1,279	33	1,312	131
アカマツ	14	1	15	2
カラマツ	2,463	70	2,533	253
モミ	71	1	72	7
シラベ	71	2	72	7
その他針	80	1	81	8
針葉樹計	4,234	117	4,351	435
ミズナラ	170	3	173	17
ケヤキ				
その他広	595	13	607	61
広葉樹計	765	16	781	78
合計	4,999	133	5,132	513

## 第8 林道その他搬出施設

### 1 計画方針及び計画量

伐採・搬出や造林作業の効率化に必要な林道、森林作業道等の路網は、2020（令和2）年3月に策定した「山梨県林内路網整備計画」に基づき、主に持続的な木材生産を重視する経済林において開設します。

特に、林地生産力が高く、人工林資源が充実した区域においては、「生産基盤強化区域」に設定し、集中的な林道・森林作業道等の基盤整備を図ることで、高性能林業機械と作業道等を組み合わせた一貫作業システム等の低コストで効率的な施業を推進します。

以上の取組みを中心に、第4次計画においては、県営林道を87km、森林作業道を117km開設し、路網密度を現在の13.4m/haから14.7m/haに高めることとします。

なお、開設事業の実施にあたっては、地形・地質等の自然条件を考慮し、地形の変更を必要最小限にとどめるよう線形や工法を検討するとともに、環境に対する負荷の少ない資材を使用するなど、生物多様性の保全を踏まえることとします。

また、南アルプス国立公園に指定され、ユネスコエコパークの核心地域でもある広河原は、南アルプス観光の拠点となっており、広河原にアクセスする南アルプス林道は、森林管理のみならず、観光産業にとっても重要な交通基盤となっていることから、災害時の避難や救援、物資輸送等の目的での利用等、林道の適切な管理について方針を策定することとします。

表5-8-1 路網計画量

種別	本計画量		前計画量	
	路線数	計画延長(m)	路線数	計画延長(m)
開設	204	204,836	167	203,459
林道	76	87,490	61	109,000
森林基幹道	6	10,640	3	11,200
森林管理道	23	19,360	17	30,300
林業専用道	47	57,490	41	67,500
森林作業道	128	117,346	106	94,459



表 5-8-2 事業区別路網計画量

(単位:m)

事業区	種 別	本計画量			前計画量	
		路線数	計画延長	うち前期	路線数	計画延長
中北	開設	74	60,590	29,600	73	81,920
	林道	30	19,060	13,070	25	30,000
	森林基幹道					
	森林管理道	6	2,360	1,360	3	6,400
	林業専用道	24	16,700	11,710	22	23,600
	森林作業道	44	41,530	16,530	48	51,920
峡東	開設	53	49,250	27,250	28	32,810
	林道	14	20,150	16,430	9	21,900
	森林基幹道					
	森林管理道	5	4,740	3,440	4	10,200
	林業専用道	9	15,410	12,990	5	11,700
	森林作業道	39	29,100	10,820	19	10,910
峡南	開設	48	52,196	26,431	40	52,229
	林道	15	24,330	15,670	15	33,400
	森林基幹道	1	1,600	800	1	6,200
	森林管理道	5	5,830	2,500	6	6,000
	林業専用道	9	16,900	12,370	8	21,200
	森林作業道	33	27,866	10,761	25	18,829
富士・東部	開設	29	42,800	20,490	26	36,500
	林道	17	23,950	13,640	12	23,700
	森林基幹道	5	9,040	4,550	2	5,000
	森林管理道	7	6,430	2,350	4	7,700
	林業専用道	5	8,480	6,740	6	11,000
	森林作業道	12	18,850	6,850	14	12,800
合計	開設	204	204,836	103,771	167	203,459
	林道	76	87,490	58,810	61	109,000
	森林基幹道	6	10,640	5,350	3	11,200
	森林管理道	23	19,360	9,650	17	30,300
	林業専用道	47	57,490	43,810	41	67,500
	森林作業道	128	117,346	44,961	106	94,459

## 2 作業システム

現在採用されている代表的な作業システムは次のとおりです。

表 5-8-3 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 ( 0° ~ 15° )	車両系	150~200	30~75	ハーベスタ	グラップル ウインチ	(ハーベスタ)	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15° ~ 30° )	車両系	200~300	40~100	ハーベスタ チェンソー	グラップル ウインチ	(ハーベスタ) プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
急傾斜地 (30° ~ 35° )	車両系	300~500	50~125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500	チェンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
急峻地 (35° ~ )	架線系	500~1500	500~1500	チェンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注：この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により現しつつ、傾斜および路網密度と関連付けたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて変化するものである。地域において、今後の路網整備や資本装備の方向性を決めるにあたっては、地域における自然条件、社会経済的条件を踏まえた工夫や経営判断が必要である。なお、「グラップル」には、「ロングリーチ・グラップル」を含む。

出典：森林総合管理士（フォレスター）基本テキスト

## 第9 保護及び管理に関すること

### 1 林野の保護

#### (1) 保護樹帯の設定

造林地の保護や森林が有する公益的機能の持続的な発揮のため、保護樹帯を設けます。設定の目的と対象箇所、区域、伐採の指針は次のとおりです。

##### ア 設定の目的と対象箇所

- (ア) 林地保護（風害、干害、病虫害のまん延防止等）のための保護樹帯
  - ・ 造林地周辺及び主要な尾根筋、その他必要な箇所
- (イ) 水土保持（山腹崩壊防止、河川・道路の保護等）のための保護樹帯
  - ・ 崩壊地及び復旧過程にある旧崩壊地跡の周辺及び溪流・沢筋沿い、道路沿い等
- (ウ) 景観維持のための保護樹帯
  - ・ 景観の維持を必要とする箇所や保健休養的利用に供される主要な施設などの周辺及び道路沿いで保護樹帯を必要とする箇所
- (エ) 野生動物の移動経路確保のための保護樹帯
  - ・ 主要な尾根筋、溪流、沢筋沿い及び天然林が連続する箇所
- (オ) 原生的自然植生保護のための保護樹帯
  - ・ 厳正保存地域（自然公園特別保護地区及び第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財指定地、風致保安林）と山梨県現存自然植生図で重複した原生的自然植生箇所に隣接する箇所のうち施業に留意が必要な箇所として指定した箇所（附属資料25）（平成19年3月23日付 県有第1495号）
- (カ) 溪畔林保全のための保護樹帯
  - ・ 溪畔林のうち、特に施業に留意すべき森林として指定した箇所（附属資料26）（平成19年9月4日付 県有第841号）

##### イ 区域

保護樹帯の幅は、尾根、溪流、沢筋においては片側概ね25m（水平距離）とし、それ以外の箇所においては概ね30mで設定するものとします。

また、伐採林相が人工林で、連続した伐区とならないよう保残帯的な取り扱いをする箇所については、小班として管理ができる範囲（概ね1ha以上）を保残させることとします。

溪畔林の保全再生指定箇所については、指定した面積を保護樹帯とします。

ウ 保護樹帯における伐採の指針

保護樹帯における伐採は、地形、風向、林分構成等を考慮し、保護樹帯の機能を損なわない範囲で択伐を行い針広混交林や広葉樹林に誘導していきます。

ただし、伐採林相が人工林で連続した伐区とならないよう保残帯的な取り扱いをする箇所については、設定目的が消失した時点（隣接する造林地が7年生に達した時点）で皆伐できるものとします。

(2) 環境調査

生物多様性の保全を図るため、収穫、造林、森林保護、林道、治山等の事業を実施する場合、「県有林環境調査要領」(平成19年12月27日付け県有第1259号)に基づき、事前に環境調査を実施することとします。

表 5-9-1 作業種別調査適用表

区分	項目	収穫			造林・保育					森林保護			林道 作業道等		治山		
		成熟 林調 査	収穫調査			除 草 剤 散 布	天然更新型		植 栽 型	松 く い 虫 防 除 剤 地 上 散 布	伐 倒 作 業	獣 害 保 護 柵	開 設	改 良	改 植 工	そ 他	
			皆伐	択伐	間伐		地 表 か き こ し	除 伐 間 伐									不 用 萌 芽 除 去
生物 多 様 性	階層構造	○	○	○	○	○	○	○	○						○	造 林 ・ 保 育 ・ 森 林 保 護 事 業 に 準 ず る	
	特殊な植生	溪畔林	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		○
		ササ	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		○
	枯立木		○	○	○		○	○	○						○		
	伐り残し大径木		○	○	○		○	○	○						○		
	猛禽類営巣木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		
	野生動物生息地	ニホンシカ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		ツキノワグマ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
希少生物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
事業実行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※保育(植栽型)は、林齢41年生以上を調査対象とする。

※治山事業の作業道等は、保安林管理道及び全体計画等で計画された長期間使用する資材搬入路は調査対象とする。

### (3) 森林被害対策等

#### ア 松くい虫被害対策

本県における松くい虫被害は、1978（昭和 53）年に被害が確認され、その後被害が拡大し、1988（昭和 63）年に被害量のピークを迎えましたが、以降は減少に転じています。近年は、被害量が漸減傾向にあります。これまで被害発生がなかった高標高域における被害は拡大傾向にあります。夏期が高温小雨であった年は、被害が増加傾向であることに留意したうえで、被害先端地域である高標高域や、景勝地等においては、特に被害防止に努めることとします。

#### イ ナラ枯れ被害対策

全国的に被害が拡大しているブナ科樹木<sup>いちよう</sup>萎凋病による通称「ナラ枯れ」被害が、2019（令和元）年度に南部町、身延町、山中湖村の 2 町 1 村において初めて確認されています。ナラ枯れ被害は、ナラ菌を有したカシノナガキクイムシがナラ類やシイ・カシ類の幹に侵入することによって樹木が枯死するものです。

ナラ枯れ被害は、被害発生初期での防除は比較的容易であるが、被害が大きくなり拡大した後では人的・費用的な面から有効な防除を行うことは難しくなることから、被害の発生を早期に把握し、初期の段階で徹底した防除を行うよう努めることとします。

#### ウ 獣害被害対策

ニホンジカの密度が高く、幼齢木の食害が懸念される地域においては、再造林の実施と併せて侵入防止柵を設置し、被害の防止に努めることとします。

伐区の形状等により、侵入防止柵の設置が非効率な場合においては、防護ネットにより防除することとします。また、現地の状況に応じて、天然物を由来とする忌避剤により被害の防止に努めることとします。

#### エ カラマツ根株心腐病対策

傾斜 25 度以下の緩傾斜地、谷筋等集水地形、及び土壌の浅いところに固結層の存在する地面では、一時的な滞水により土壌湿度が高くなります。このような箇所では根株心腐病の被害が高くなります。伐採により根株心腐病による被害が大きい箇所及びその周辺のカラマツ林については、利用径級未満であっても樹種転換を行い、森林の健全化に努めます。

また、根株心腐病は根元の傷から樹冠内に侵入しますが、幹上部の傷からも他の腐朽菌の侵入が考えられます。このため、長伐期カラマツ林の間伐は、残存木を傷つけないよう若齢級の間伐から十分注意して作業を行うとともに、下層の有用広葉樹等の保残にも努めます。

オ 気象害の予防

凍害、寒風害、干害等の気象による枯損被害については、造林地の気象状況を十分に把握したうえで、主伐時における保護樹帯の適正配置や造林樹種の選定、保育方法等により被害の予防に努めることとします。

カ 林野火災の防止

防火線の適切な維持管理と森林保全巡視事業等による森林パトロールにより、山火事の未然防止に努めることとします。

キ 外来種の侵入、拡大の防止

ニワウルシやオオブタクサ等、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていきます。

## 2 県有林の管理

### (1) 境界の管理

県有林野の境界は、1913（大正2）年7月に制定した「恩賜県有財産査定内規」及び「恩賜県有財産周囲測量内規」に基づき、同年から1918（大正7）年にかけて境界査定及び周囲測量を実施することにより確定し、要所には石標や固定岩石標、木標等の境界標を設置しました。現在は、「山梨県県有林野境界管理要綱」に基づき、石標、コンクリート標、固定岩石標、合成樹脂標、金属標により境界点の管理を行うこととしています。

なお、管理対象である県有林境界延長は、国有林界等を除き、2,544kmになります。

#### ア 境界の区分

境界を効率的に保全管理するため、地形、地物等に応じて境界を区分し、巡視等により境界の保全管理を行います。境界区分は、1980（昭和55）年に定め、その後の交通網の整備や隣接民有地の開発等を反映するため、1990（平成2）年度に見直しを行っています。また、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度には、国道等への売払いや市町村合併等に伴う区分の見直しを行い現在に至っています。

#### イ 境界の保全

管理要綱に基づき、境界保全管理事業により、巡視及び境界線上における雑木等の刈り払い等を行うことで、境界の保全を図ることとします。

##### (ア) 巡視及び点検内容

- ・境界標の種類及び番号の確認
- ・境界標の転倒、傾斜、埋没、破損、設置方向、位置の移動、消滅等の異常の有無を確認

##### (イ) 保全措置

- ・境界線の雑草木刈り払い
- ・境界見出標の設置
- ・管理歩道の設置

#### ウ 境界標異常時の処理

境界保全巡視事業等により、転倒、埋没、破損、消失した境界標境界標の異常を発見したときは、速やかに管理要綱に基づき境界検測を実施し、境界標の補修、増設または改設することとします。

**表 5-9-2 境界区分と巡視回数**

区分	基準	巡視基準
第1種境界線	明確な地形地物によって画されていないため、境界確認が容易でなく、管理上特に留意すべき境界	2年に1回以上
第2種境界線	第1種境界線及び第3種境界線以外の境界線	5年に1回以上
第3種境界線	地形地物によって明らかな境界線 (分水嶺、河川、道路等)	10年に1回以上

**表 5-9-3 境界線区分表**

○境界線延長

単位：m

事業区	第1種				第2種			
	整備完了	見合わせ	その他	計	整備完了	見合わせ	その他	計
中北	227,948			227,948	160,881	78		160,959
峡東	112,503			112,503	148,139			148,139
峡南	81,299			81,299	100,251			100,251
富士・東部	225,561			225,561	261,988			261,988
計	647,311			647,311	671,259	78		671,337

事業区	第3種				合計			
	整備完了	見合わせ	その他	計	整備完了	見合わせ	その他	計
中北	351,363	9,818	8,992	370,173	740,192	9,896	8,992	759,080
峡東	153,358	6,069	18,450	177,877	414,000	6,069	18,450	438,519
峡南	247,921	160,703	17,174	425,798	429,471	160,703	17,174	607,348
富士・東部	197,221	37,365	17,437	252,023	684,770	37,365	17,437	739,572
計	949,863	213,955	62,053	1,225,871	2,268,433	214,033	62,053	2,544,519

※1 見合わせ箇所は、境界台帳未整備及び測量困難測系延長（見込み）を記入

※2 その他欄は、国道等の売り払いによって、国道管理者等がデータを管理しているもの

※3 小数点以下は四捨五入

○年間巡視距離

単位：m

事業区	第1種 2年に 1回以上	第2種 4年に 1回以上	第3種 10年に 1回以上	計
中北	113,974	40,220	35,136	189,331
峡東	56,252	37,035	15,336	108,622
峡南	40,650	25,063	24,792	90,504
富士・東部	112,781	65,497	19,722	198,000
計	323,656	167,815	94,986	586,457



## (2) 貸地等の管理

### ア 民間事業者に対する新規土地貸付の考え方

土地貸付は、管理条例施行規則第7条により次の場合に限られています。

- (1) 林野の境界を整備する必要がある場合
- (2) 県の策定する総合開発計画に基づく事業の用に供する場合
- (3) 県民福祉の増進に必要な産業、観光、厚生又は教育の用に供する場合
- (4) 市町村若しくは土地改良区が行なう土地改良事業又は市町村が行なう農業構造改善事業の用に供する場合
- (5) 国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供する場合

また、管理条例第20条で「恩賜県有財産を売り払い、譲与又は貸し付けする場合は当該恩賜県有財産保護の責任のある市町村又は市町村組合の意見を聞かなければならない。」とされています。

これを運用していくための民間事業者に係る土地利用の取り扱いは、次のとおりとしています。

### ○基本方針

次による利用は原則として排除し、森林の環境や景観を生かすなど、県有林を利用する必然性を有するものに限定する。

- ・森林を大規模に伐採する開発等、専らその土地に着目する利用
- ・県有林以外でも代替し得る利用

### ○対象地

土地利用の対象地は、原則として林地保全地帯又は風致保存地帯に属さない次の箇所に限るものとする。

- (1) 保健休養利用については、原則として保健休養地帯に位置付けられた箇所
- (2) 保健休養的利用については、複合利用が可能な箇所
- (3) 利用目的を達成するため特別の必要がある場合であって、森林機能区分による当該機能への影響が最小限と認められる箇所

### ○事業主体

- (1) 国、県、市町村、その他公共団体
- (2) 県又は市町村が資本出資を行う法人
- (3) 法令に基づく電気、通信、水道等の公益事業を行う者

#### (4) 別に定める取扱方針に基づく民間事業者

上記(4)の別に定める取扱方針は、次のとおりです。

##### ○民間事業者が設置できる施設

- (1) 研究施設又は研修施設
- (2) 美術館、博物館等の文化教養施設
- (3) 環境学習施設等の教育関連施設
- (4) エコツーリズムに利用する森林公園等の林間型活動施設
- (5) 地球温暖化防止等、環境保全のために民間事業者が自ら整備する森林

##### ○施設の対象地

次の要件を満たすものとする。

- (1) 工作物を設置する場合は、原則として無立木地など森林の伐採を伴わない箇所で、森林として利用することが困難であること。
- (2) やむを得ず伐採を伴う場合にあっては、貸付面積1ヘクタール未満とする。ただし、森林を森林として活用する場合又は県の長期総合計画に位置付けられた事業については、この限りではない。

##### ○事業主体となる民間事業者

次の全てを満たすこと。

- (1) 法人であること。
- (2) 税金の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等により更生、再生手続をしていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の対象者でないこと。

○管理条例施行規則第7条第3号「県民福祉の増進に必要な産業、観光、厚生又は教育の用に供する場合」による土地利用については、対象地の属する市町村の意見を聞くものとする。

#### イ 返還地の取扱いについて

森林として管理することが困難な建物敷用地等の貸付返還地については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式の変化等により、サテライトオフィスやワーケーションの場としての活用も期待できることから、企業等の新たな活動の場としての土地利用ニーズを把握し、有効活用策を検討して行きます。

## 第10 保健休養利用

ウィズ・コロナ社会に対応した森林空間の利活用を促進するため、観光、教育、健康等の分野と連携した体験プログラムや、森林レクリエーション、アウトドア・スポーツを楽しむ場を提供していきます。

### (1) 体験プログラムの提供

#### ア 森林セラピー<sup>®</sup>プログラム

森林公園では、森林の癒し効果が科学的に証明された森林環境のもと、効果的な散策などの森林セラピープログラムを提供することにより、健康ニーズをとらえ、更に誘客を促進するとともに、温泉入浴との組み合わせなど、地元の観光団体等と連携したプログラムの提供により、地域の活性化にも繋げていきます。

#### イ 森林環境教育

森林公園等では、森林の役割や大切さについて、児童・生徒等の理解を深めるため、自然観察や親子キャンプ等の体験型のプログラムを提供します。

更に、小中学校や、幼児教育機関などが行う森林体験活動等の取り組みの促進を図ります。

### (2) 森林レクリエーション、アウトドア・スポーツを楽しむ場の提供

#### ア クライン・ヴァルト（小さな森）

都市と山村地域の多様な交流を促進し、地域活性化を図ることを目的に、企業等が森林文化の森等において、社員教育や福利厚生、顧客サービスの提供など、記念植樹や森林レクリエーションを行うことができるエリアとして設定したクライン・ヴァルトについて、利用の働きかけを行います。

#### イ アウトドア・スポーツを楽しむ場

自然をフィールドとするアウトドア・スポーツの多様化が進み、近年では、ノルディックウォークやMTBといった新たなニーズが生まれています。こうした様々なニーズに対応した多様な森林空間の利用を推進していきます。

また、利用に当たっては、登山者との接触や、斜面での転倒などの危険があるMTBについては、走行ルール等を定め安全な利用を図るなど、それぞれの利用形態に応じた対応を検討した上で、年齢や対象スポーツの習熟度を問わず幅広い層が楽しめる様々な場を提供し、森林の利用を進めていきます。

## 第11 その他

### 1 オフセット・クレジットの活用推進

環境省のJ-VER制度（現在はJクレジットに移行）を活用し、県有林が実施した間伐により吸収された二酸化炭素量をクレジット化する「県有林活用温暖化対策プロジェクト」の認証を受け、約26千t-CO<sub>2</sub>のクレジットが発行されました。

2030（令和12）年度末まで有効である約16千t-CO<sub>2</sub>の残クレジットについて、FSC認証林に由来するクレジットである本県のプロジェクトの特徴を活かし、カーボン・オフセットに係る事業やイベント、排出権付き商品・サービス等による活用を促進します。